

国際協力事業団

貸入
月日 '84. 5. 24

000

登録No. 07458

36

JV

隊員ハンドブック

目 次

第1章 総 論	
1. 協力隊の目的	1
2. 協力隊の歴史	3
3. 事務局の役割	4
4. 事務局の機構	6
第2章 出 発 前	
5. 派遣前訓練	8
6. 派遣契約書	9
7. 国内積立金	10
8. 訓練終了から出発まで	11
9. 出発前の手続	13
第3章 任 期 中	
10. 派遣取極	15
11. 隊員に求められるもの	17
12. 駐在員(調整員)の役割	20
13. 海外連絡事務所	22
14. 海外手当	23
15. 赴任時の手続	25
16. 現地訓練	27
17. 報告書の提出	29
18. 支援経費	35
19. 機 材	37
20. 隊員の出張	38
21. 任期について	39
22. 任国外旅行	41
23. 一時帰国	43
24. 技術研修	44
25. 研修員受入	45
26. 健康管理	48
27. 諸補償制度	50
28. 緊急事態の場合	52
29. JOCVニュース	54
30. 技術月刊誌	55
31. 雑誌等への寄稿	56
32. 単身赴任	58
33. 家族等の任地訪問	59
34. 家族への通信	60
35. 結 婚	61
36. 自動車購入	62
37. 単車の取扱い	63
38. 日本に物を送る時	65
39. 日本からの送金	66
40. 余暇の利用	67
第4章 帰 国 時	
41. 帰路変更	68
42. 帰国時の手続	70
43. スケジュール変更の時	72
44. 別送申告書	74
45. 帰国後事務局で	75
第5章 国内復帰及び 帰国隊員の助成	
46. 帰国後の就職	76
47. シニア制度	79
48. 専門家への道	81
49. O・B会	82
50. 国連ボランティア	83

JICA LIBRARY



1018777C13

第1章 総論

1. 協力隊の目的

青年海外協力隊の活動は、「開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力する」ことを目的としています。（国際協力事業団法第21条第2項） その国の住民と一体となりながら、かれらのことばで語り、かれらの心情を理解し、かれらの社会のルールとリズムを尊重しながら、かれらの自助努力の道に力を添えるものです。

協力隊の事業を、隊員の現地活動の面にとらえるならば、広い意味での技術協力といえます。技術協力というと、機械、工具をもちこみ物質文明の開発に協力するように受けとられがちですが、これら機材を使い役立てるのは人であり、そういう人を育ててゆくのも人であって、技術協力は実は人の協力です。日本の技術協力は経済協力全体の中でその割合がきわめて小さい現状にありますが、そのなかで協力隊の活動は、青年であるひとりひとりの隊員が、地域、国、協力分野、職種、活動形態などさまざまに異なってはいるが、現地住民と職域、日常生活をともにしながら、かれらの自助努力に力を添える、自助努力を促進するものです。目的はまさに「開発途上地域の経済及び社会の発展に協力する」ことですが、民衆レベルの国際人間交流という成果を生むに違いないし、現地活動のなかで、いくたの困難に直面しながらそれらを克服してゆく過程で、隊員である日本の青年がみずからの人間形成を進めてゆくことにもなります。

“現地住民と一体となって” “民衆とともに” という民衆指向は、協力隊の気風として確立されてきており、セミナー参加や交歓の旅では到底得ることができない、海外任期2年の重みがあります。しかし協力の成否、効果は短年月に早計に測ることはできません。10年、20年の将来を考えて地

道に堅実に、協力活動を続けてゆく手法と謙虚さを培ってゆくことが肝要
です。

2. 協力隊の歴史

青年海外協力隊が発足したのは昭和40年4月です。その5年前に米国の「平和部隊」が設立されていますが、その前後から官・民各界で日本の青年を海外に派遣して、新しい国づくりに寄与しようという計画が論議されてきました。数年にわたる論議が結実して、外務省所管のもとに、海外技術協力事業団の外局として「日本青年海外協力隊事務局」が設置され、協力隊事業は国から事業団が委託を受けて実施に入りました。

協力隊の発足は内外に反響を呼び、まず東南アジア4ヵ国からの派遣要請にこたえ、初回約500名の応募者中から選考された31名が、40年12月24日ラオス赴任の5隊員を皮切りに翌年1月にかけて各任国に出発しました。41年3月にはケニアに3隊員が赴任し、アフリカへの初派遣となりました。いらい年々受入要請国はふえ、51年4月には派遣された隊員数は2千名を超え、国の数も20ヵ国に達しています。

一方現地で隊員の活動を支え、受入国側と折衝し、相談・指導に当たる駐在員、調整員の派遣、海外連絡事務所の機能も拡充され、業務活動に必要な機材類は、当初は日本から携行あるいは購送していましたが、48年度に現地購入方針が立てられ、さらに今日では、「隊員支援経費」によって、受入国側の自助努力を促しつつ、有効、柔軟な調達が可能となりました。

49年8月「国際協力事業団」が発足、新しい事業団法に、協力隊事業は明確に法文化されて、新事業団の重要業務の一つとして受けつがれました。同法の趣旨は、協力隊員である青年が海外協力活動を実行するいわば主役、国はその支援者の立場に立つというものであり、さらに51年度からは地方公共団体も地方における隊員支援者の一翼を担って活動し得る足がかり（都道府県補助金制度）ができて、協力隊事業は新しい発展の局面に入っています。

3. 事務局の役割

事務局は協力隊員の協力活動を促進助長するため、①隊員の募集、選考、訓練を行う。②隊員の派遣、③海外協力活動に関する知識を普及し理解を増進する、と事業団法に定められています。すなわち、協力活動の主体は一人一人の隊員であり、事務局は、その隊員の協力活動を円滑ならしめるため、国民的支援基盤の中核的存在であり、最も隊員に密接して支援を展開するというものです。

事務局の支援業務を機能別に分類してみると、

- 1) 資金部門—本邦と任国間の旅費、現地生活経費、支援経費等の業務。
- 2) 情報、相談、指導部門—海外現地でのコンサルティング業務、受入要請の取付と要請内容の調査、潜在志願者に対する情報の提供、志願者に対するより詳細な情報提供と相談、受入国の要請に応え、より良き協力活動を目指して隊員候補生に対する能力の補充をする訓練の実施など。
- 3) 世話活動部門—国内における隊員の生活基盤を守るための世話活動、例えば身分措置関係業務、就職の世話、国内積立金制度、OB会、各種協力団体の世話活動の助長・促進・斡旋。
- 4) その他—緊急事態発生の場合の措置、災害発生の場合の本邦移送・治療、生命保険、災害補償・共済制度の運用、健康診断等があります。

協力活動の主体はあくまで隊員ですが、予算面、法律面、国際的取り極めに係る一般的管理は事務局の責任において実施されます。例えば予算管理上、支援経費の内容検討、必要な場合には査定ということがある点には留意して欲しいと思います。

事務局の職員も、この事業が奉仕の精神を基調とするものであり、青年の実践活動が主体であり、さらに国民的支援基盤に立脚して運営すべきものという事業の性格を体し、個々の隊員が行なう協力活動そのものを個別

識別しつつ親身な支援に徹すべく努力していますが、それは逆に隊員に対しても、甘えを私拭し、ある場合には厳しく対処することにも通じます。

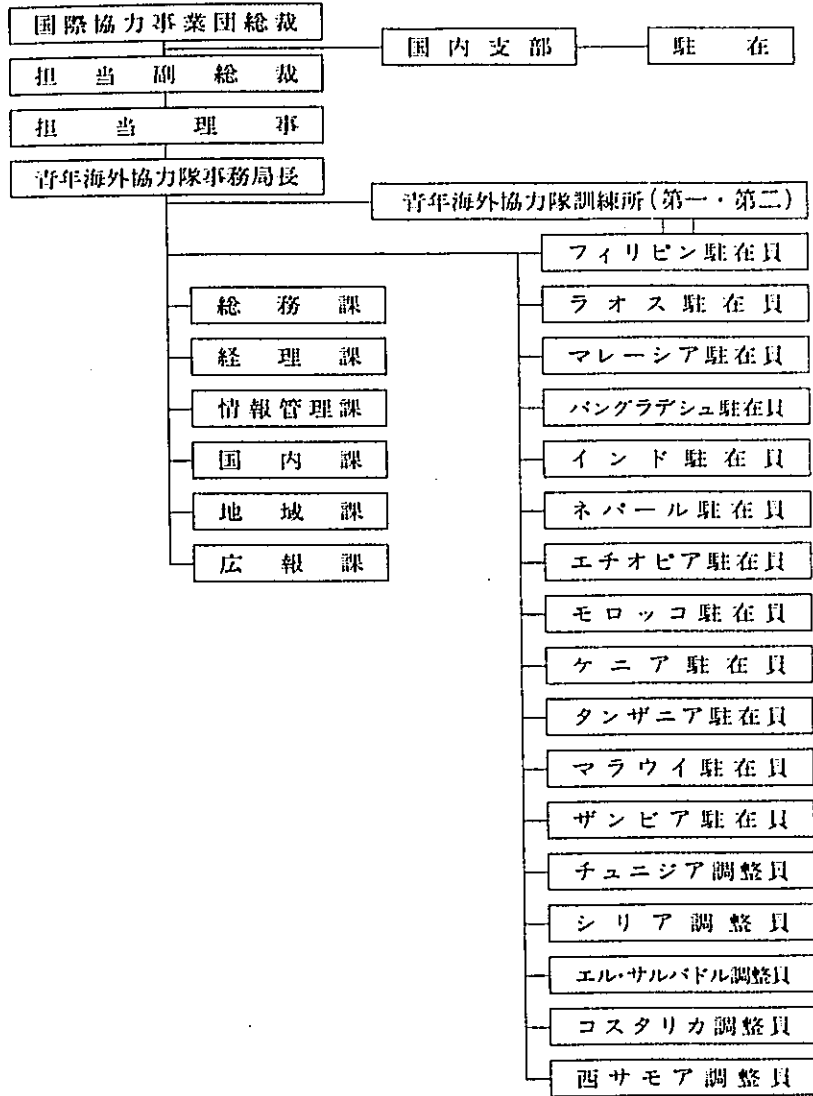
4. 事務局の機構

事務局は6課と2訓練所、各派遣国の海外連絡事務所とをもって構成され(次ページの機構図参照)、その事業内容は概略次のとおりです。

- 1)総務課—事務局の組織・運営及び調整。文書電信取扱い。事務局の職員人事・研修・給与・福利厚生。庁舎管理、不動産、物品管理(海外連絡事務所分を含む)。駐在員・調整員の手当や赴任・帰国に関すること。診療室の運営。
- 2)経理課—協力隊の予算・決算に関すること。金銭出納、送金、在外会計の集中管理。隊員の諸手当、支援経費及び福利厚生。隊員の機材の購入・輸送。
- 3)情報管理課—情報資料の収集・処理・活用・保管、統計。隊員報告書原本は隊員の帰国後最終的にこの課で保存されます。コンピューター利用による情報処理。
- 4)国内課—隊員の募集、選考、応募相談。地方公共団体との連絡。現職参加隊員の身分措置。隊員の就職の世話。支援団体、OB会等に関すること。
- 5)地域課—国別派遣計画の作成・調整。派遣取極の締結。国別担当として応募相談、任国事情等訓練に関し、それぞれ国内課及び訓練所に協力。隊員の派遣・一般管理。隊員の協力活動に対する指導及び支援。シニア隊員制度の運営。隊員に係る業務上の手続きはすべて地域課の国担当を經由します。支援経費の支出可否等も国担当と経理課との協議によっています。
- 6)広報課—協力隊の意義・活動に関する内外への知識の普及。各種啓発行事の実施。JOCV ニュースの発行や取材協力、映画フィルムや写真の活用、パネル作成等広報資料の整備。
- 7)訓練所—第一訓練所(主として座学、オリエンテーション)及び第二訓練所(語学集中訓練)に分かれ、隊員の訓練の計画・実施並びに評価。隊員の訓練中の生活指導、福利厚生。訓練施設の運営、管理に当たります。

青年海外協力隊事務局機構図

(昭和51年10月1日現在)



第2章 出発前

5. 派遣前訓練

協力隊といい、隊員といっても、現実に隊伍を組んで仕事をするものではありません。具体的には隊員ひとりひとりが、現地社会に入って、そこを根城にして海外任期の2年間、仕事をし、生活をする、それが協力隊の現地活動・生活であるのですから、ひとりひとりが自分が住みつく現地社会への適応策を研究し、演習し、準備する、という訓練こそ必要となります。

隊員はそれぞれに派遣国、業種、配属先、任地が違うのですから、百人百様の“訓練計画”をつくるのが本筋だとはいっても、限られた期間に、限られた施設でという諸条件のもとで、限られたスタッフが訓練を担当するので、集団・合宿方式をとらざるを得ません。従って集団・合宿方式の中で、個別識別を最大限可能にするよう、やがて隊員となる候補生自身が“自己練磨”“割り当てられた任務の遂行”に取り組んでゆくことが大切です。

派遣前訓練は、

- (1)日本と異なる自然条件、生活条件の下で健康を維持し得る肉体的抵抗力
- (2)異民族社会における人間の行動様式を観察し、理解し得る文化的素養
- (3)そのような人間集団を前提として物を考えることのできる思考の弾力性
- (4)事実を説明し、自己の考え方を理解させ得る表現力と説得力
- (5)協力活動の途中で挫折することなく種々の困難を克服するに必要な持続する情熱、という協力隊員の理想的適性を養うことを目標としています。

具体的には、①協力隊のあらまし、②開発講座、③文化講座、④任国における協力活動、⑤野外活動及び演習、⑥語学研修、をもって4ヵ月間の訓練を構成しています。

6. 派遣契約書

隊員の派遣に先立って、隊員ひとりひとりと国際協力事業団（具体的には協力隊事務局長）との間で、いわゆる「派遣契約書」2通に署名押印して1通を隊員が持参、1通を事務局長（具体的には地域課の各国担当）が保管しておくことになっています。隊員と事務局との関係は、「契約書」という形式で文字化されたものよりも、はるかに濃く親密であるはずですし、また事実、協力隊の諸活動は、「契約書」に書いてあるから、するとかしないとかいう種のものでないことはいうまでもありませんが、隊員が任国にいった2年間、こういう機関に配属となって、かくかくの業務を遂行するのだ、これに対して、事務局は、海外手当の送金や支援経費の活用、医療給付などを実行するのだ、という、建前と約束ごとを、念のために文書にしておく、という趣旨です。

現行（昭和51年10月現在）の「派遣契約書」は、国際協力事業団法ができた昭和49年以前につくられたものなので、見直し、改定を必要としており、青年である海外協力活動の実行者はかくあるべし、その活動を国が助長、促進してゆくのだ、という観点から、従来の「契約書」の内容はもとより、名称も例えば「海外協力活動に関する合意書」というように、抜本的に改めてゆく方向にあります。なお現行の「契約書」中に、固い言い回わしで書かれている諸事項は、すべてこの「ハンドブック」で項目ごとに平易に解説していますし、また派遣前訓練のおわるところに、事務局から趣旨、内容のくわしい説明があります。

7. 国内積立金

海外任期をおえて帰国してのちの生活基盤を再構築するための資金として、派遣前訓練の開始時（技術研修の期間を含む）から任期満了日まで、月々44,500円（昭和51年度の予算額）が個々の隊員の名義で積立てられ、帰国後一括して支給されます。この金額は毎年、国内の物価、給与の推移に見合って改定されるよう予算要求しています。

帰国後の生活基盤を再構築する資金ですから、日本での勤務先から休職措置を得て参加した場合は、帰国してただちに職場に復帰できるものと考え、国内積立金は支給されません。

また、帰国後一括支給を建前とし、任期中の引出しあるいは取りくずしには、それ相応の理由がない限り認められません。安易に引出すことは、本積立金の趣旨に反し、帰国後の資金が枯渇してしまうことになり、事務局としてはそれを防ぎ、積立金が有効に活用できるよう引出しを著しく制限しているものです。任期中の積立金引出しを認めているのは、①無職の既婚者・子弟、あるいは老年の両親等隊員が扶養を必要とする親族を残して赴任する場合の家族への生活資金送金、②任期中親族に結婚あるいは逆に不幸等があり、相当多額の資金が入用となった場合等で、いずれも事務局長あて理由書添付、申請することになっています。またこれらの場合でも月々の、ないし申請時積立額の全額ではなくて、一部を引出し、あるいは送金するように勧めています。

これらの場合とは別に、任期を延長して一時帰国中に任国での必要な物を購入する、日本国内で旅行する等の場合には、すでに相当の金額が積立てられていることを考慮して、15万円までの引出しについては隊員の申請に応じて認めています。しかし15万円を超える場合には、前記同様理由書を添付することとし、審査の対象となります。

8. 訓練終了から出発まで

訓練終了から出発までの期間は、2週間をメドとしています。出発の具体的日程は、赴任先の国によって適当な出発便が多い少ないという事情を勘案しつつ決定されていきます。従ってこの期間内に帰郷し、赴任のための用意、荷造り、挨拶をします。挨拶は個人的な知人友人のほか、各都道府県庁の協力隊窓口をも忘れずに必ず行くように。そのためには事務局の各府県担当職員と連絡をとり、例えば県の担当課の都合を聞いてそれに合わせるとか、その府県出身の隊員と一緒に揃って訪れるようにすること。単に儀礼的な意味ではありません。県としても募集・選考の時から関心を持ち注目しているはずですし、赴任中の隊員報告書も各出身県（留守宅住所のある県）の窓口へ送付されているので、県の担当者としても隊員の顔を思い出しつつ将来にわたって関わりをもつことになるのですから。

それらをすませ、事務局には出発の2日前までに着き、アナカン（別送品）の発送はじめ地域課の国担当と連絡をとりながら事務手続きを進めます。

この間に心掛けて欲しいことが2点一第1は、過去4ヵ月の厳しい訓練からの解放感、これから日本を2年も離れることへの感傷、学生時代の友人や親類知人の送別会と、どうしても飲酒の機会が増えます。暴飲・暴食、生活の不規則が極端に集中しやすく、健康を害しがちです。そのような事情で仲間からとり残され出発が遅延することのないよう健康管理には充分留意して行動すること。第2は、羽田を発つ時、これまで苦労して会得した現地語をすっかり忘れてしまったなどということのないように、2週間のうちに進歩することは難しいとしても、覚えたことを忘れてしまうことなく復習の機会をつくるよう心掛けたいものです。

・例外的に訓練中の現地からの連絡や情報で特に技術研修の必要が生じた

場合、この期間を利用して研修することになります。自動車運転免許証の国際免許証の取得や転出届（次項で説明する）も行うようになります。

なお派遣遅延あるいはそのおそれがある際は地域課の国担当とよく連絡をとり合うこと。その意味でもこの期間の旅行、移動については国担当と連絡し居所を明らかにしておくこと。派遣遅延は受入国政府の社会的事情等により起り得ることで、遅延期間の処遇については実情に応じて事務局が責任をもって行います。

9. 出発前の手続

出発のための手続きは次ページに表示する通りです。ほとんどは訓練所、地域課が隊員（あるいは隊員候補生）と連絡しながら、場合によっては代行していますが、任国外旅行や一時帰国（いずれも後述する）の際は隊員が自分で手続きをする必要がありますので参考にすること。特に注意してもらいたいこと、忘れやすいことを3つ挙げておきます。

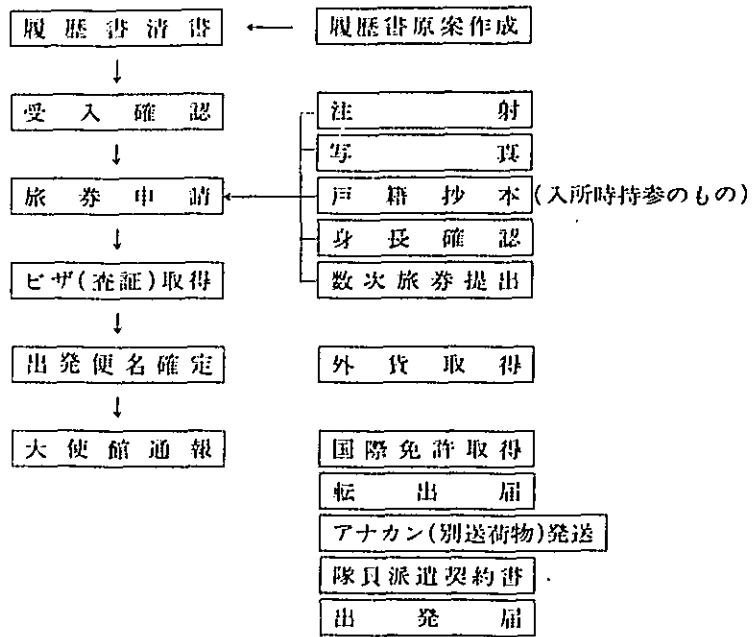
1) 数次旅券の提出—過去に海外旅行の経験があり、旅券の発給を受け、特に数次旅券を保持している人は、地域課の国担当に必ず提出するように。隊員の場合は公用旅券を携行していきますが、数次旅券の発給を受け、その返還がありませんと、二重発給になるわけで、旅券を取扱っている外務省のコンピューターが作動しません。自宅に置いてある人は至急取寄せておくこと。

2) 国際免許取得—現在国内での自動車運転免許証を所持している人は、国際免許証を取得して携行していくことになります。この手続きは国内免許証記載の住所管轄の公安委員会で行います。その際国内免許証の期間更新が必要であれば同時に行います。

3) 転出届—住民登録をしている市区町村で海外に2年間赴任する旨必ず届出て下さい。届出をせず出発した場合、住民税納付の請求があったり、赴任中に抹消されてしまい帰国後改めて本籍から書類を取寄せて復活させなければはらない等のことが生じます。

○事務局が取扱う案件

○隊員(隊員候補生)が行なう事項



第3章 任期中

10. 派遣取極

協力隊員の派遣に関する取極は日本国政府と受入国政府との間の「交換公文」の形式をとっています。「交換公文」は一般に国会の承認を得ることなく行政府限りで締結可能な、その意味では簡易な方式の国際約束で、同じ内容の公文を関係両国間で交換し確認し合うことによって成立します。派遣協定というときもありますが、これもこの「交換公文」のことです。

各隊員受入国との「交換公文」の内容についてこまかい点は、受入国によって多少の相違がありますが、基本的に盛り込まれている要点は次の4点です。

- 1) 協力隊員の派遣は受入国側の要請により、その国の経済的、社会的発展に寄与するものであること。
- 2) 両国間の往復旅費、滞在費、必要な機械、医薬品を日本政府が負担すること。
- 3) 受入国は上記の2)に対する所得税、関税を免除すること。
- 4) 受入国は住居並びに医療について提供あるいは便宜を計ること。

ただし、3)、4)についても受入国によって表現上の相違があっても、また、特に住居については、提供するとうたわれていても、需給事情から取極通り行なわれていない国もあります。そのような場合、住居費補助を考慮するなど、実情に応じて事務局が調整の措置を講じます。(これについては「海外手当」を参照)

国によっては、取極の内容を補う形で覚書が交換されたり、あるいは、取極を基本として、隊員が派遣されることに「スケジュール」と呼ばれる隊員の配属先、任地等にかかる細目の合意書をつくることになっています。

以上のような取極に基づき、受入国官公庁・公共機関→受入国の窓口省庁→受入国にある日本大使館→日本の外務省→協力隊事務局、の順序をふんで隊員派遣の「要請」が発出されます。

11. 隊員に求められるもの

日本とは隔絶した自然条件、社会条件のもとで2年間、海外協力活動を進めるからには、異文化を理解し、いくたの障害をのりこえてゆく意志と思考力、開発途上国の国づくりに尽くそうとする持続する情熱、そしてこれを支える健康なからだ——隊員に求められているものを、協力隊員の理想的適性として重ねて示せば、次の通りです。

- (1)劣悪な生活条件の下で健康を維持し得る肉体的抵抗力
- (2)異民族社会における人間の行動様式を観察し、理解し得る文化的素養
- (3)そのような人間集団を前提として物を考えることのできる思考の弾力性
- (4)事実を説明し自己の考え方を理解させ得る表現力と説得力
- (5)協力活動の途中で挫折することなく種々の困難を克服するに必要な持続する情熱

上記の適性とは別に、よく口にされる〈ボランティア〉〈民衆指向〉〈隊員はオフィサーであれ〉について、それぞれ記しておくこととします。

〈ボランティア〉協力隊といい、隊員というのは心の連帯を示す言葉でこそあれ、隊員が隊伍を組んで集団奉仕活動をするわけではありません。むしろ隊員はひとりひとり別々の町や村落に入ってゆき、そこを根城に住民と一体となって活動するというのが一般的です。しかも隊員はワークキャンプのように何週間という単位で現地の青年と昼は働き夜は視察の集いといった行事に参加するのでもありません。2年の歳月、その土地の住民になり、現地社会の構成員として仕事をするものであって、その職場配置にふさわしい技術や技能の持ち主なのです。国内でボランティア活動といわれるものが、一般に余暇や休暇の時間を献上する形で行われるのに対して、協力隊活動は余暇利用どころではなく、自分の本来の仕事、技量をもって「730日の青春」を賭けるといふ活動なのです。

従って協力隊がいうボランティアとは、経済的な利益、見返りを求めず、みずから進んで、開発途上国の国づくりに、自分のもてる力量を注いでゆこう、ということにあるのであって、その姿はボランティア精神の発露、国際奉仕活動ということができましよう。繰返しますが、隊員は政府機関に配属となって、任国政府の一員として活動するのですから、余暇利用型のボランティアとは違うことを認識することが大事です。また逆に自分は何にも誰にも拘束されないのだ、それがボランティアなのだ、というのも誤まりです。自発性、積極性は大切ですが、受入国政府機関の一員なのだという立場とあり方を忘れてはなりません。

〈民衆指向〉開発途上国の最大の問題の一つは、支配層と民衆との間の貧富の差、学問・技術の差が著しくかけはなれていることです。隊員が協力活動の目標としているのは民衆なのであって、この民衆指向が青年の情熱をかき立てている要因となっているともいえます。隊員が協力活動を進めるに当たっての直属上司、同僚たちは、実際には貧民大衆ではなくて、日本とは違ってごく限られた中産階層の人たち、大衆の中でもリーダー層の青年たちでありましようが、かれらを通じてあるいは直接に民衆と接する活動をしてゆく隊員が大部分であり、オフィス・ワークを主とする隊員も、協力隊が指向するところを見失ってはなりません。現地生活費を低く抑制していることも、民衆指向のゆえです。彼らの哀歎を知り、彼らの心情を理解するためであって、現地民衆とかけはなれた生活をしていて、心情理解ができるものではありません。民衆の哀歎を知り、心情を理解することは、相互の信頼関係をつくり出し、持ち続けてゆく上で、隊員が一日も忘れてはならない協力活動の条件ですから。

〈隊員はオフィサーであれ〉隊員は兵ではなく将校（オフィサー）として自らを位置づけよ、とっています。任国、配属先によって組織の中の職務が異なることは当然ですが、あえてオフィサーというのは、呼び方や地

位よりも、大人として振舞い、成熟さを発揮してほしい、という願望をこめているのです。成熟などというと若さを失ったように聞こえますが、その意味ではなくて、見識をもって意見を述べ、グチャできない相談を口にするな、ということに通じます。途上国の住民たちは、自然条件、長い社会的歴史的状況等から日本の青年の眼から見れば、怠惰、無関心、向上心欠如等々いろいろないい方が出てきましょう。しかしそれをいくらこっけてみても協力活動にとって前進も成果もないのであって、「この国は初等教育からやり直さないとダメだ」などと協力隊の力では到底できない相談を口にしたたり、「向こうにやる気がなければ協力など無意味です」とごう慢な態度をとるようでは、大人の見方、考え方とはいえません。判り切ったことはいわないこと、どんな困難の中でも壁にぶつかっても、思考と工夫をこらし考え続ける隊員であってほしいし、命令されて動くコマや兵ではなく、責任をわきまえ、節度と礼節をもってふるまい、オフィサーというにふさわしい隊員であるよう期待します。

12. 駐在員（調整員）の役割

協力隊の海外駐在員は現地に駐在して①協力隊員の派遣に係る調査及び受入国関係機関との連絡調整、②協力隊員の相談、指導、③それに付帯する管理業務、にたずさわる協力隊のスタッフであり、調整員はその補佐役です。事務局は前述したように現地協力活動を支援する総合補給基地の役割を担っていますが、日常の現地活動に当たっては駐在員（調整員を含む。本ハンドブックで駐在員という場合、以下同じ）が事務局から派遣されて事務局の機能を代行するというわけです。協力活動の主体はひとりひとりの隊員ですから、自分の業種、業務については、いわばプロである隊員ができる限り事務局・駐在員にたよることなく仕事を進めてゆくべきで、どうしても隊員の考え、力では解決できない問題が出てきた場合に駐在員に相談するというのが本筋です。むろん一般的なその国の行政・習慣等活動・生活上の諸条件については海外スタッフである駐在員や日本の在外公館から助言、指導が行なわれます。

具体的には駐在員の業務はつぎのように非常に多岐にわたり、多忙な現状です。

- 1) 派遣要請—要請の発掘から調査、隊員の任期延長、交替隊員要否の確認まで
- 2) 折衝—受入国政府関係機関、在外公館との折衝
- 3) 指導—隊員活動現場の巡回、支援経費の運用、任期・任地の変更、生活上の諸問題、現地訓練等
- 4) 健康管理—現地健康診断、入院治療・帰国療養、医薬品補給、災害補償・共済給付、医療面の情報提供
- 5) 連絡事務所運営—現地備入、自動車・備品管理、機材管理、隊員宿泊
- 6) 会計—公金管理、示達申請、会計報告

- 7) 海外技術研修員の日本への受入
- 8) 広報—受入国関係機関、大使館との連携協力
- 9) 便宜供与—取材協力、協力隊関係者の出張時の協力
- 10) 一般的管理—隊員受入・帰国、任国外旅行、隊員の業務報告書
- 11) 緊急対策—重傷病、死亡事故、受入国内の突発事件・変動、天災、地方隊員安全確認等

13. 海外連絡事務所

海外連絡事務所は、①駐在員の事務所としての機能と、②隊員の集会場所、保養場所、相互研鑽場所としての機能、とを備えています。特に隊員に直接関係する②の機能の運営方針について、食事提供をしない、食事の持込みはよいが調理は行なわない、と定めている程度で、各国の住宅事情、現地傭人の雇用条件、備品入手の難易、食糧入手状況等の諸条件のほか、隊員の活動形態・分布が国によって異なっているために、運営は駐在員の責任において上述の現地事情に即して定めているのが現状です。

特に宿泊施設として利用する場合の注意事項を2点。

- 1)一般的に④村や部落など任地での生活で盗難を防ぐために、鍵をいつもかけておく生活に神経を集中していることから解放されること、⑤水のシャワーではなく風呂に入れること、⑥緊張感から解放されて自由に睡眠がとれること、⑦仲間たちと日本語で話ができること等、隊員にとっては居心地がよい場となります。しかしながら、隊員はその国の民衆とともにというモットーを忘れず、連絡所を逃避所にするのがないよう、むしろ厳しさの中でやすらぎを見出すという視点で、また明日からの現地活動のための「心のかて」を得るのだという考えで、連絡所活用に努めてほしいものです。なお連絡所の長期滞在は病気療養等やむを得ない場合に限定しています。
- 2)リラックスするのは結構ですが、本を読めば読みっぱなし、レコードを聴けば聴きっぱなし、上半身裸でロビーをかつ歩するようでは、管理責任者の駐在員や現地傭人は大変です。特に事務所と②の機能とが併設の場合、受入国政府関係者や在留邦人等の訪問があります。さすが「協力隊員の家」といわれたいものです。「隊員は兵ではない、オフィサーだ」といいました。「かたづけなさい」と子供のように注意されるようではオフィサーとはいえません。節度と品位を堅持しようではありませんか。

14. 海外手当

協力隊が求めているのはボランティアです。純粋な意味からすれば、ボランティアとは、みずからの余力を使って、社会のために活動するものですから、無償奉仕であることはもちろんのこと、持ち出しになる、すなわち私費を投じてでもやるのが本来の姿なのですが、せっかく、開発途上国のためになることをしたい、という立派な青年がいるのだから、極端なことはいわないで、経費(実費)ぐらいいは国、国民が負担しようというのが、協力隊の仕組みです。往復旅費などのほか、「海外手当」として現地における生活費を負担しているのは、そういう趣旨ですから、「海外手当」は、給料や報酬ではまったくありません。仕事に対する報酬はゼロと計算しています。仕事に対する報酬という考え方をとり入れれば、ある隊員は1ヵ月800ドルもらっても少なすぎるかも知れません。1ヵ月400ドルの報酬に値しないような隊員は、まずいないでしょう。報酬ではないために、大学卒でも高校卒でも、35才でも21才でも、任地が同じ地域であるならば完全に同額にしています。また、生活実費といっても“民衆とともに”をモットーにしている協力隊では、大多数の派遣国で現地生活費は月額170米ドル、という厳しい線を堅持しているのです。

送金方法としては、原則として4月、7月、10月、1月(実際には12月中に送金取組をする)の四半期のいずれも初めの月に3ヵ月分を一括して、現地(または第3国)に開設する隊員名義の口座に振込みます。送金通知は隊員宛送付されますが、特に着任当初の口座開設と事務局への通知は迅速にしませんと送金が著しくおくれる場合が生じますので注意すること。

なお、隊員の住居は、大部分の受入国において派遣取極により受入国政府から提供されることになっていますが、住宅の需給事情とか隊員に適当な住居は満員だとかで、その提供がなく、受入国側からの支給額で賄えな

い場合、「住居手当」が上記の現地生活費とは別に、送金される場合があります。「住居手当」は国ごとに上限額を設けており、その範囲内で駐在員が事務局に申請し、一括送金を受けて関係隊員に配布します。

また少額ではあっても「現地生活費」ではまかなえない日常業務にかかる通勤・交通費、通信費、資料費（例えば新聞代）、事務用品費等については、海外手当の予算内で別途考慮されます。すなわち52年1月1日から、①これまでの隊員支援経費中の隊員配布分(一律月額10米ドル)について、その趣旨と目的に変更を加えることなく、これを海外手当に移す、②通勤経費として別に月額10米ドルを新たに支給する(単車維持の経費に充てる場合も、別の形の通勤経費に充てる場合も含め一律に10米ドル)、ことになっています。

15. 赴任時の手続

任国到着後にまずやらねばならぬ手続があります。ただし各国によって事情の相違があり、従ってやり方も一様ではないので駐在員（調整員を含む。前記の通り）の指示を受けて実行すること。1)アナカンの引取一鍵、送り状（Airway Bill）、免税証明書をもって取得します。特に通関の厳しい国では、人からの依頼品の中身によく注意し、出発前のあずかる時点で品目、金額を確認しておきます。依頼品が多い場合は、あらかじめリストにして持参するよう勧告します。

2)オリエンテーション—ある一定期間駐在員からのその国内での注意事項、心得などについてのオリエンテーションがあります。在外公館への挨拶、在留届の提出、外貨の現地通貨への交換等もこの期間に行う必要があります。

3)現地語学訓練—着後間もない1ヵ月間、できる限り集団方式を避け、言語習熟に目的をしぼって極力下宿方式をとって実行し、近くの小中学校の聴講をも試みることになっています。各国の受入事情に応じて、実施方法は多少違っていますが、駐在員が受入国側の協力を得てセットすることになっています。

4)外人登録—各国ごとに違いますが、必要な国は定められた期間内に登録、証明書（identity card）の申請・取得などをせねばなりません。

5)国際運転免許証—国際運転免許証を提示して現地の運転免許証に切換える必要があります。

6)配属機関との業務打合せ—隊員に期待される業務は現実にどのようなものか、隊員はそれを受けてどのように活動するか、についての話合いです。その際自分が得意とするところは何か、を伝えることは大切であり、配属先の就業ルール（時間帯や出欠の取扱いなど）も聞いておくべきであるし、

できることならば、自分の業務上の位置づけ等も知っておく方がよい。但し受入国の担当官からみれば外国である日本から“新入職員”が着任したようなものですから、いきなりすべてが判ったり決ったりするものではないことをよく認識しておくこと。

7)銀行口座の開設—外貨による送金を受領するために必ず銀行（任国内か第三国の）に口座を開設し、その口座名、住所を駐在員を通じ事務局に速やかに知らせる必要があります。

16. 現 地 訓 練

現地訓練は、着任して間もない1ヵ月間を当て、できる限り集団方式を避け、言語習熟を主目的とし、合わせて異文化の理解に努めるよう行なわれます。受入国政府に異存がなければ、1ヵ月の大部分は下宿方式をとり、現地協力者の家庭にひとりずつ別々に下宿し、可能であれば小・中学校等に通って聴講することが望ましい方法といえます。できることならば配属先と関係の少ない場所を選定することが好都合です。これは、隊員はいざ配属先に入れば教師、指導員、技術主任等々となり実質的に指導的役割を担うわけで、それなりの態度、風格を求められることになるでしょう。その意味で着任して間もない間に言葉に関する限り恥をかいてでもなりふり構わず勇敢に話しかけ、あるいは話しかけられる雰囲気かほしいものであって、配属予定の任地またはその近所では、どうしても固くなりがちであるからです。

一口に下宿といっても、それぞれの国情があり、下宿方式が困難な地域にあっては、別の方式をとっており、必ずしも一様でないことは念頭に置いておくこと。この期間を通じ、現地語のほか、上述のように現地の風俗、習慣、食事に慣れ、派遣前訓練のなかで学び、予想していたことを実体験することになります。

なお日本での訓練を含めて通算5ヵ月をもって語学力の基礎的なものは習得できているとみなします。従って、それ以上引続き語学研修を行うにあたっては隊員支援経費を支出しませんが自助努力によって勉強を続けることを大いに奨励します。

但し、①配属先や任地の変更のために派遣前訓練、現地訓練を通じて研修した語学ではなくて別の語学を使う必要がおきた場合（例えば英語をやってきたのに現地語を主とする業務に変更になった等）、②業務の遂行

上、あるいは報告書作成のため従来の語学力では著しく不足して支障をきたした場合、については、配属先あるいは駐在員が特に指定する方法で、必要な再研修をすることになっています。

17. 報告書の提出

隊員は各任国に赴任してのち、協力活動の状況を主内容とする「業務報告書」を、おおむね3ヵ月に1回、定期的に、事務局長あてに、駐在員を経由して提出することになっています。

この報告書とは別に、隊員は受入国政府機関に配属してその一員として活動しているのですから、それぞれの配属先にも、業務の状況、計画等について適宜提出することが望ましく、現に受入国、配属先によっては定期的にレポートの提出を求めることがあります。但しこの場合は、英語ないしそれぞれの国の公用語でレポートをつづる必要があるわけで、事務局長あての「業務報告書」の骨子を英訳（ないし現地語訳）したり、あるいはその配属先所定のフォームに記述したりするに際して、連絡事務所の助力、例えば現地人タイピストの手助けや、配属先の現地人同僚の協力を受ける必要もおきてきます。事務局は、この英文（ないし現地語文）レポートの作成、提出をつとめて勵行するよう勸めており、そのためにも語学力をつけて、レポートを通して隊員の協力活動により評価を得たいものです。

さて、本筋に戻して、事務局長あての3ヵ月ごとの「業務報告書」について詳しく以下に記します。

1)報告書の役割一隊員の業務報告書はいうまでもなく隊員自身と事務局とを結ぶ手段であり、それによって事務局が隊員の活動状況を把握して日常の事務処理を円滑に行ない、さらには協力隊運営の施策に重要な示唆となる意義をもつものです。また隊員の関係者、所属先等から活動状況について照会のあった場合、消息を知らせるための素材ともなるものです。

2)活用範囲

①事務局は、駐在員から送られてくる隊員の報告書を受け取ると各課にコピーを配布し事務局全職員の間覧に供するとともに、処理すべき事項があ

れば担当者が責任をもってそれを実行するようにしています。訓練中の隊員候補生にとって参考となることがあれば候補生にも回覧しています。

②また、協力隊が国民的基盤に立ち、広く国民の理解を得ながら遂行されるべき事業であることにかんがみ、および隊員の活動ぶりや海外の実状を知ってもらうために、隊員の出身県（るす宅のある県）の協力隊担当課にもコピーを送付することにしています。これはまた、隊員の現地での協力活動が地域社会からの有形無形の支援を受けているため、それに対する活動報告としてであり、海外で得る貴重な体験の社会への還元であると考えてよいと思います（なお、県への配布を好まない場合は、その旨報告書に希望表示して下さい）。

③隊員の報告書は、現地の住民に溶けこみ、かれらと一体となって活動する隊員の労苦、体験をつづった貴重な記録であって、他に類例はなく、将来にわたって海外協力の実践例として生かされかつ実践と学問との接点を探求してゆくための貴重な資料となります。このため昭和49年度から50年度にかけて、中根千枝東大教授の研究室の協力を受けて、協力隊がはじまっていた隊員の報告書の事項別分類とそれによるカード化に着手し、今後もこの作業を続けてゆきます。現在カード化されている項目は別表の一覧表の通りで、すでに国別の基本方針・事業計画の作成、検討や、派遣前訓練の任国事情や演習などに活用されています。

④上述の実践例研究及びカード化という実績の上に立って、将来にわたって、報告書の内容を専門別、テーマ別にさらに深く分析し、技術上の観点からも対象地域・国々にの社会的経済的条件からも観察して、南北問題の核心部にふれる研究を重ねてゆくべく、そのためのシステムを考案しつつあります。

3) 報告書執筆の心構え

①隊員が赴任して技術協力に取り組もうとしても、即刻に技術を受け入れ

ない伝統の厚い壁、文化の相違、社会条件等いわゆる技術以前の諸問題が山積していることについては、派遣前訓練中に「開発講座」「文化講座」等で承知ずみのことであり、実際にその場面に遭遇するはずです。その場合隊員は、日本の事情に比較して矛盾することに出合っても、それをただ単に非難するのではなくて「そうなった原因は何に基因するのか」と観察するだけの心の準備と相手の立場に立って考えてみる思いやりといったものを身につけたはずです。

業務報告書執筆に当たっても、上述の態度を踏まえ、ただ「業務の進捗状況」だけに限って記述するのではなく、もし任務遂行上「壁」があれば、それは「どうしてか」についての観察結果にもとづく理解の仕方をも含めて書いて欲しいものです。そうすれば、後続隊員にとっても好個なデータとして役立つことになります。

②従来は、「報告書の書き方」について、任務内容、受入の姿勢・体制、業務の予定計画・進捗状況、現地で接触した人々、現地生活の実情、問題点、といった項目を立てて、それらについて毎回記述するように手引きを配布していましたが、業務一辺倒にならぬように、これらの事項は一応の目安とするにとどめ、あくまでも上述の通り、現地の生活・歴史・社会的な技術以前の「壁」にも言及し、包括的観察にもとづく報告書になるよう努力してください。

③前記カード化の説明に関連する別表一覧表もぜひ参考にしてほしく、毎回同じ調子ではなくて、例えば今回は「職場事情」について詳しく書こう、この次は「生活環境」について掘り下げてみよう、というように、主題をしばって追求するのも一方法です。特に業務に変化や進歩がないと、「業務報告書」と銘うって書くことがない、自分は何もしていないのではないか、などと考えがちです。そのような場合には目を転じて、自分の住居やその周辺の状況、現地社会の成り立ちや慣習、隣人たちの動きなどを適宜書き

記すよう努力することです。

④おおむね3ヵ月に1回の提出を守るように。ただし現地での事業年度の区切りや学期末にしめくくりをしてみよう、任国内・外に出張あるいは旅行をして調査、見聞したことを記述しよう等々、前回提出から3ヵ月経過していなくても、ずい時報告することを勧めます。

⑤報告書に、現地活動・生活の写真、関連する現地新聞の切抜き、技術的な資料(試験データ、テキストなど)、配属先に提出した英文(ないし現地語文)のレポートなどを適宜挿入、添付することを勧めます。報告書自体が生きいきしたものになり、また読み手にとっても、活用するに当たっても、現地の状況の理解を促し深めることになるはずです。

4) 隊員にとっての報告書の効用

報告書を書くことは単に義務としての観念からではなく、それを書くことによって自分自身の頭の整理ができ、また問題の所在を考えるよい契機となり、任務遂行に当たってもプラスになるはず。さらに2ヵ年という海外勤務のよい記録ともなることは確実です。

5) 提出要領

隊員は2部駐在員あて送付すること。

駐在員はコメントを付し事務局長あてに転送することになっています。なお、同一勤務、同一事業の場合は数名で合作しても差支えありません。

6) 提出の時期

①赴任後、現地訓練をおえた時点=配属先に着任した時点を第1回として、おおむね3ヵ月ごと、

②赴任して1年を経過した、2年任期の中間時点では、過去1年をふり返り、かつこれからの1年の予定、展望などを記述するようにし(いわば「中間報告書」)、

③さらにおおむね3ヵ月ごとの提出を重ね、

④任期終了を間近かに控えて現地で、もしくは帰国後2週間以内に、「総合報告書」を提出することになります。「総合報告書」は2年間の協力活動の総まとめとして、着任した当時の諸条件はどうだったか、それがどう変化、前進したか、問題と障害は何であったか、協力隊事業への示唆、意見などについても触れるように努力してください。

7)報告書の内容に関する事務局の返事等

前述した通り事務局は、報告書を受取ると、地域課はもちろん各課にコピーを配布するので、質疑、照会等返事を要する事柄があれば、担当者が応答することになっていますが、業務上、手続き上の照会は、報告書とは別に、駐在員を通じて事務連絡として申し越すようにしてください。

むしろ報告書への返事は、その内容に関する技術上の助言、指導(事務局内の技術顧問や局外の専門委員等から)、地域課の担当者等からの感想や示唆など、実のあるものにしたと考え、実行しつつありますし、そのための体制づくりに努めています。

報告書の受領、事務局送付については、駐在員が行っており、事務局から隊員あてに個別に受領通知は出していません。

〈別表〉 報告書のカード化項目一覧表

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| A 受入れ体制 | F 言語 |
| A _A 現地調査 | F _A 言語 |
| A _B 現地訓練 | |
| A _C 配属 | G 疾病, 災害, 非常事態 |
| A _D 相手側の協力認識 | G _A 健康管理 |
| | G _B 疾病 |
| A 職場事情 | G _C 精神衛生 |
| B _A 職場の組織 | G _D 事故 |
| B _B 職場事情 | G _E 災害 |
| B _C カウンターパート | G _F 盗難 |
| | G _G 非常事態 |
| C 業務 | H 手当 |
| C _A 技術 | H _A 海外手当 |
| C _B 機材 | H _B 国内積立金 |
| C _C 支援経費 | H _C 家族問題 |
| D 人間関係 | I 任期 |
| D _A 現地人 | I _A 任期 |
| D _B 隊員間関係 | I _B 一時帰国 |
| D _C 駐在員、調整員 | I _C 業務引継 |
| D _D JOCV 本部 | I _D 帰国手続 |
| D _E 専門家 | I _E 就職 |
| D _F 他技術協力関係者 | |
| D _G 旧宗主国 | J JOCV 政策, 理念 |
| D _H 大使館 | J _A 派遣前訓練 |
| D _I 在留邦人 | J _B JOCV 政策, 理念 |
| | J _C 隊員気質 |
| E 生活環境 | |
| E _A 衣 | |
| E _B 食 | |
| E _C 住 | |
| E _D 交通手段 | |
| E _E 情報交換 | |
| E _F 現地事情 | |
| E _G 余暇 | |

18. 隊員支援経費

協力活動は広い意味での技術協力であり、隊員の現地活動に必要な機材や経費は受入国が用意することが原則となっています。しかし、財政的に余裕がない場合、その原則論に固執していると、限られた2年の任期内に隊員の協力活動を不可能にする事態が起こり得ます。こういう局面を打開するには、自助努力の原則に対する例外的措置として、相手側が自前調達に努力した後の不足分について、日本が資機材の提供をする方法をとるしかありません。この考えに基づいて「隊員支援経費」が予算措置されています。

隊員は配属先に対し自助努力を促しつつ交渉し、足りない分を駐在員に申請します。駐在員は隊員の申請に基づいて、あるいは3ヵ月ごとに全隊員の「支援経費」の必要性を予測し、事務局に申請、事務局は申請内容を審査して承認、保留、不承認に分類し、不明な点は折返し問合せます。申請には、現地で調達するものばかりでなく事務局から購送する機材類も含まれます。

隊員は配属先とプロジェクトの進め方を話合う、予算を調べる、プロジェクトに使える予算を請求する、足りなければそれをどうするか、また話合う、日本側の駐在員に支援経費の使用について相談し申請する、承認を受けて現地人スタッフと一緒に購入にあたる、管理、運営の仕方を練る——協力活動の展開にあたって、このような段取りが必要になります。現地で資機材購入もできますし、その維持、管理の費用や行事、調査、研修に必要な諸経費も状況に応じて支出できます。

具体的な経費区分は次のようになります。

1)固定設備費—プロジェクト推進に当って必要な物品や施設の建設、設備の整備に必要な経費。機材、資材の購入費（輸送費、保険料、通関経費を

含む)、機械の借料、据付料、労賃等。

2)運営費—日常協力活動に必要な経費。教材、事務用品、種苗、飼料等の消耗品の購入費や固定設備の修理費(部品代を含む)材料費、人夫賃、燃料費、電気料、水道料等。

3)行事費—隊員の指導を受ける者の意欲を昂揚させるための行事(競技会、品評会等)に必要な経費。会場設営費、賞品代、謝金等。

4)調査、計画、折衝に必要な経費—旅費、交通費、通信費、資料購入費、印刷費等。

5)研修費—隊員同士の勉強会、研究機関の視察等に必要な経費。資料購入費、旅費等。なお研修に係る旅費は実費支給を原則とし、任国の実情に応じて定められています。

6)その他、本来の業務遂行に直接関係しないが、特技を生かして行う体育、日本語、生花、手芸等の指導や日本紹介映画の催しなどで適当と思われるもの。隊員機関誌費用。

なお使用申請するほかに、これまで隊員に一律配布してきた月額10米ドルの支援経費(業務遂行に必要な交通通信費、資料費(例えば新聞代)、文具類、交際費あるいは少額の部品、種子などで隊員の判断で支出できるように一律配布してきた)は、その趣旨と目的に変更を加えることなく、52年1月1日から、これを海外手当に移します。

19. 機 材

相手国の要請に応じて日本から協力隊員が行くことから、受入国側は隊員が協力活動をしやすいように道具を揃えておいて、プロジェクトの成功を期するのが筋道、といえるのですが、しかし現実にはそうはいきません。それらを補完する意味で「隊員支援経費」があるのですが、そのうち特に機材については、現地購入分と本邦購送分があります。

本邦からの購送の場合、現地購入に比べると、輸送に時間がかかる、通関のための免税手続き等に手間と時間を要する、品質や規格の違うものが購送されるおそれがある、部品等入手後の管理維持についても引き続き購送しなければならない、日本人が引揚げた後引き続き維持が難しい、等の問題点があります。それらを除去する方法として現地購入方法がとられており、むしろ本邦購送は、補足的となっています。現地購入は、受入国内の事情によって難易や格差が生じるので、任国内で調達可能なもののほか、任国外への直接、あるいは代理店を通じての発注も認めており、輸入先が日本でも差支えありません。また、任国外旅行（後述）を利用するとの条件で任国外で隊員が直接入手することもできます。

日本にしかないもの、日本の物品でなければならない場合は本邦購送となりますが、本邦購送分については、「隊員支援経費使用計画書」のほかに必ず「機材要請書」を添付すること。「機材要請書」は専門外の人が扱ってもまちがいがおきないよう、品目、仕様等を詳細かつ明確に記入するように。例えば「噴霧器」だけでは、背負い式の農業用噴霧器なのか、隊員が看護婦で病院内の蚊やハエ退治の噴霧器を欲しいのか不詳。型式を指定した場合でも、たまたま該当物品がなく、代替品でよいのか、指定品でなければいけないのか、等のコメントを付すこと。スパナやハンマーと書いただけではインチかセンチかどの位のものが不明で購送できないこととなります。

20. 隊員の出張

隊員の業務にかかる出張、研修はその趣旨、内容によってつぎのように区別されます。

- 1) 純粹に受入機関の業務命令による場合は、その出張旅行費規定及び手続きに従って、受入機関から必要な旅費が支給されます。
 - 2) 受入機関に予算がなく、支給されない、あるいは行ってほしいが予算がなく命令が出せない等の場合は実費支給を原則として協力隊側が立替えることができますので、駐在員と相談するように。
 - 3) 本来駐在員か調整員が行くべき出張を特別の事由により、例えば駐在員の専門外の分野の派遣要請があつて、その分野の隊員(シニア隊員を含む)が駐在員を同道しあるいは駐在員に代わつて、要請背景の調査のために出張する必要がおきた場合の任国内出張の取扱いについては、旅費については、日当、宿泊料、報告書作成費用を一括し、「海外手当日額×1.5×出張日数」を定額として現地通貨で本人に支給し、また交通費は駐在員が指定した交通手段の実費を支給します。日帰り出張も同じ取り扱いで、この場合の支出費目は支援経費ではなくて、海外事務所経費の外国旅費となります。
 - 4) 隊員同士の勉強会、研究機関の視察等研修に係る旅費については、実費支給を原則とし、詳細は任国の実情に応じ駐在員が事務局長の承認を得てこれを定めています。(支援経費の支出)
- 機材調達に係わる出張については、任国内であれ任国外旅行であれ、実費支給を原則として、支援経費から支出されます。

21. 任期について

任期の延長は、受入国政府からの要請があり、隊員本人及び日本国政府（実際には協力隊事務局長）の合意があって成立します。受入国政府からの要請があった場合、本人の意志が尊重されますが、その際、①家族の了解も大切ですし、②現職参加隊員の場合は、退職先との協議了解が必要となります。家族には隊員本人から充分了解を得るようにしておくことが大切ですが、退職先については、事務局から連絡をとります。従って隊員が直接所属先に相談をせず、必ず事務局を通すこと。これは、所属先では、協力隊参加の時点から、身分は協力隊事務局に公式にあずけた、という考え方にたっているため、公式窓口の事務局との間で交渉する必要があるためです。

延長するか否かの意志決定は、原則として1年前に必要となります。例えば2月が任期満了だとすると、後任隊員が2月に赴任して現地でひきつきをする必要があり、そのための選考試験は前年の7月、それ以前の募集期間はその年の4月15日からの1ヵ月半、さらにその募集のために派遣要請を締切って国内で募集活動の準備に入るには3月中に現地の状況が明らかになっていなければならないということになります。現地で3月中に状況明らかとなるには、受入国政府側の要請手続きの期間（1ヵ月程度）は考慮しておくのが賢明ということになると、1年前に延長の要否、意志決定を要するという線が出てきます。いったん延長はしないと駐在員に報告し、すでに選考が始まった段階で延長要請に応ずるといってもすでに後任が決定している段階では変更不可能ということになります。ただし、募集したにもかかわらず後任が得られなかった、協力を中断はできない、また中断してほしくない場合は、逆に延長せざるを得ないという事情もでてきます。赴任後1年にして意志確認をせよとは難しいに違いないとは思いま

すが、上記の手続きをよく理解しておいてほしいと考えます。

事務局は派遣要請を受けた際に、その協力プロジェクトが派遣される隊員の2年の任期中に完了するものか、完結までに5年6年を要するものか、協力を必要とする期間について可能な限り把握したいと努力していますが、要請時点や協力活動当初に予測することは容易ではないのが通例です。隊員が赴任して、活動を進めてゆく過程でそのプロジェクトが発展して2年間で充分と考えていたけれども、さらに何年かの協力継続が必要となる、あるいは試作、生産は軌道に乗ってきたか将来は加工、流通にまで協力を進めてゆかねばならぬ、という事例があるはずで、従って1年を経過した時点で、協力活動の経過をふり返ってみて、将来を展望し予測する、任期の延長なり交替隊員の派遣が必要か否か考えてみる、ということをも前記の任期延長の手続きに関連して勧告しておきます。

なお任期の短縮については、特に現職参加者の場合、退職先との関係によっては1ヵ月以内の期間であれば駐在員の権限で調整できますので、駐在員に相談し配属機関の了解の上で、承認を受けて下さい。1ヵ月以上の任期短縮については、相当の事由があるはずであり事務局長が個別に審査することになります。

22. 任 国 外 旅 行

隊員は受入国の要請によって協力活動するのですから、まず受入国内の諸条件に通じることが大切で、休日や配属先から休暇を得て、任国内を旅行して見聞を広めたり、同じ分野の隊員と経験交流することは有意義ですが、2年の任期内で、休暇を利用して隣接の国ぐにに旅行することをも認めています。これを「任国外旅行」と呼んでおり、駐在員の承認を受け公用旅券で旅行することができます。その範囲は各国ごとに次ページの表の通り定めています。

隊員は受入国政府機関の一員であり、いうまでもなく業務優先ですから、休暇をとる場合は、期間の長短にかかわらず、配属先の規定と許可に従うことが必要です。特に、任国外旅行に当たっては、配属先の了解を得るとともに、駐在員に必ず旅行申請書を提出して承認を受けることになっています。駐在員は旅行先が政情不安な地域であれば必要な注意をし、ないし承認し得ないこともあります。また任国外旅行中に事故ややむを得ない事情で日程または行程を変更せざるを得なくなった場合は、必ず居所を明記しかつ変更事由を付して駐在員に電報（あるいは電話）連絡し、その承認を受ける、ないし回電に従うこと。

任国外旅行の手続きは、隊員自身が行うことになるので、予防注射や外貨、ビザなど手落ちがないように進めること。また任国外旅行でも、単なる観光ではなく、自分の業務活動に関係のある見学、視察や、隊員との交流なども織込んで、有意義な旅行だったといえるようにしたいものです。

協力隊員任国外旅行国一覧

派遣国	現在の任国外旅行対象国	備 行
フィリピン	シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、香港	
マレーシア	タイ、シンガポール、インドネシア、ラオス、英領ブルネイ	
ラオス	タイ、ビルマ、マレーシア、ベトナム	
ネパール	インド、スリランカ、バングラデシュ、タイ	
バングラデシュ	インド、スリランカ、ネパール、タイ、ビルマ	
インド	ネパール、スリランカ、バングラデシュ、アフガニスタン	
シリア	トルコ、イラク、ヨルダン、レバノン、エジプト	
モロッコ	スペイン、アルジェリア、フランス、チュニジア	
チュニジア	スペイン、アルジェリア、フランス、モロッコ、イタリア	
エチオピア	ケニア、タンザニア、仏領ソマリア、スーダン、イエメンアラブ共和国	
ケニア	エチオピア、タンザニア、ウガンダ [*] 、マラウイ、ザンビア	*タンザニア・ウガンダ間の紛争に鑑み現地の判断による
タンザニア	ケニア、ザンビア、マラウイ [*] 、エチオピア、ザイール	*ザンビア経由とする
ザンビア	ザイール、タンザニア、マラウイ、ケニア	
マラウイ	タンザニア [*] 、ケニア、ザンビア	*ザンビア経由とする
エルサルバドル	グワテマラ、ホンジュラス、ニカラグワ、コスタリカ、メキシコ、パナマ	
コスタリカ	グワテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグワ、メキシコ、パナマ	
ホンジュラス	グワテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラグワ、メキシコ、パナマ	
西サモア	英領ポリネシア、仏領ポリネシア、米領サモア、フィジー、米国(ハワイ)、ニュージーランド、トンガ	
トンガ	英領ポリネシア、仏領ポリネシア、米領サモア、フィジー、西サモア、米国(ハワイ)、ニュージーランド	

23. 一 時 帰 国

一時帰国には、次の事例があります。

1)任期延長による一時帰国—2年の任期をさらに1年以上延長することが決まった隊員は、当初の任期2年を経過した時点で、30日間の全額公費による一時帰国が認められています。任国政府（具体的には配属先）の事情で、例えばその時点が農繁期とか学期中などの場合は、帰国の時期を多少（3ヵ月程度）ずらすことは可能です。またこの一時帰国は本邦滞在期間を最短2週間に縮めて、残余を研修や見聞のため、任国外を経由することも事由に応じて認めていますが、事務局長が認める研修以外は、その立寄り部分は私費扱いとなります。

2)事故等による一時帰国—傷病のため診療を目的として一時帰国せざるを得ない場合もあります。任期の末期であっても、この種の事件については、隊員の身分も任期もそのままにしてとり急ぎ一時帰国の取扱い（経費は医療給付から）をし、本邦での診療の結果、隊員の希望、残余の任期をも勘案して、任国に復帰するか、再赴任をやめて隊員の身分を解くか、等を適宜決めることにしています。自分の傷病でなくて、受入国側の政変、社会不安などから、隊員の安全上、一時帰国を指示することもあり得ます。

3)親族死亡による一時帰国—「特別一時帰国」制度と呼び、隊員の父母、妻子が死亡した場合、任期の長短を問わず本邦滞在10日間以内を原則として一時帰国が認められます。本来は私事による一時帰国ですが、隊員の負担は往復の航空貨中2万5千円だけでよく、これら親族が重傷病になって見舞いのための一時帰国は全額私費ですが、帰国中に亡くなった場合は「特別一時帰国」の取扱いに切換えられます。

なお一時帰国はすべて駐在員—事務局長間の連絡により、事務局長の承認を受けることになっています。

24. 技 術 研 修

訓練に入る前の技術研修のほか、任期延長に伴う一時帰国時、帰国後シニア試験に合格して再び海外で活躍する際にも、それぞれに必要な場合、必要な課題について技術研修が行われます。

1)訓練所入所前の技術研修—選考試験の際、受入要請の内容に照らしてみても、必要な研修を受けることを条件として合格となったものが受けることになっており、研修を受けなければ不合格となるわけですから、研修指示書に基づき、出来るだけ自分で研修先を探し、求めている内容・水準まで技術を高める必要があります。その間の必要経費は事務局が支出します。

2)一時帰国時の技術研修—任期を1年以上延長し、これに伴って一時帰国する期間を利用して行なう技術研修があります。これは駐在員からのその旨の事務局長あて要請文書が必要です。例えば、現地活動の中で特別の日本製の機材の修理が必要となり、その知識を得る必要があるとか、配属先が変更となり、従来の協力活動とは異なる新たな技術技能の習得を必要とするとか、特別の事由が必要です。研修が一時帰国の所定期間内では終了困難で、もっと研修に期間が必要である場合は、任国の配属先の了解を得て、特例として一時帰国期間を延長することも可能です。

3)シニア（後述）の技術研修—シニア合格者がシニア隊員あるいは専門家等として派遣が予定され、ないし派遣を希望してその見込みがある場合に、必要な技術の研修を受けることができます。この場合は地域課の派遣予定国等の担当と相談する必要があります。

25. 研修員受入

地方公共団体（府県）で開発途上国からの技術研修員受入事業を実施しているところが相当数あります。事務局は、この府県による技術研修員受入事業に着目し、隊員の業務上の関係者、いわゆるカウンターパートの受入について、本事業実施中の各府県と連係を図りつつ適格者を推薦しています。この事業に着目し、重視する点は、

- 1) 研修員の人選等は日本側にあり、主体性が発揮できるため効果の高い研修が可能なこと。
- 2) 18才から40才までと若年の技術、技能者の受入が可能なこと。
- 3) 実施県においては、自県出身者の関係者を優先して受入れていること。
- 4) 国際協力を国民的事業として府県の特色を生かして当該府県内で前進させることができること。
- 5) 隊員の業務を受けついでゆく、現地人後継者づくりに最も適していること。

このような見地から、事務局は隊員の推薦者を受入れてもらうべく関係府県と折衝します。

推薦する際の注意点としては

- 1) 豊かな人間性、学ぶ意欲が旺盛なこと、協調性があること、将来その国のため貴重な人材となる見込みのあること、等を存分に考慮して隊員自身がこの人ならばという折り紙つきの人物を選ぶこと。
- 2) 研修事項は、原則として毎年7月から翌年3月まで9ヵ月の研修期間中、日本語研修1ヵ月間を除く実質8ヵ月間に実施できることで、季節、気候の影響を受ける部門では研修内容に十分な配慮をすること。
- 3) 研修はほとんど日本語で行なわれ、生活上の使用語は当然ながら日本語であるので日本に着く前に日本語の研修を必要とすること。

4)職場の上司、人事任命権者には充分な趣旨説明を行い、派遣中の休職措置、帰国後の配置計画に遺漏のないようすること。

5)研修員を受入れるか否かは、書類審査に依るので、推薦書類の整備には充分注意し、記入もれ等ないようにすること。(事務局は独自の共通フォームをつくり、駐在員に配布して隊員の推薦の便に供しているが、いざ受入れ検討という段階では各府県がそれぞれ定めているフォームにもう一度書き込んでもらう必要があるので承知しおかれたい)

6)被推薦者に過度の期待をいだかせないようにすること。

具体的には隊員からの申請書・推薦書が駐在員を通じて事務局に提出され、事務局で隊員の出身県・実施府県の特徴等を考慮し、どこの県に推薦するか検討して、県との折衝をすることになります。本事業の年間スケジュールは次ページの別表の通りなので、隊員からの照会、推薦は毎年11～12月が最適、4月以後に推薦されても、人選が終わったあとなのでかなり長期間受入れ可否が不明なまま待たなければなりません。

(別表)

受入等スケジュール表

月	A グループ (農業・水産等)	B グループ (通常の場合)
10	10/初 駐在員に翌年度方針を通知 10/15 JOCVニュースにその方針を掲載する	
11		
12	12/15 申請締切 } 推薦・交渉	
1		
2	2/初 内 定 2/中 決 定	2/1 申請締切
3		} 推薦・交渉
4	4/初 来 日	
5	} 技術研修	5/初 内 定 5/中 決 定
6		
7	} 日本語研修	} 7/1 来 日 日本語研修
8	} 技術研修	} 技術研修
9	} ※ 12月31日まで	} ※ 3月31日まで

26. 健康 管 理

隊員が心身とも健康な状態で任務を遂行できるよう次のような健康管理システムを実施しています。

- 1) コンサルティングサービス—財団法人国際医学情報センターと契約し、隊員の健康管理のシステム化を計っています。コンピューターによる情報処理により、熱帯での医療問題、携行医薬品から国別の医療情報までを集計し、より精緻なシステム化を計画します。
- 2) 通常健康診断—選考試験時の健康診断、訓練中の予防接種、身体検査、帰国時の健康診断等については日赤医療センターに依頼し、実施しています。
- 3) 現地健康診断—現地健康診断は半年に1度つまり年2回、国ごとに実施します。その国の、原則として首都にある指定病院で隊員が指定期間内に、極力同時期に集まり検診を受けます。その機会を利用して隊員会議等も開かれます。
- 4) 携行医薬品—赴任時各隊員は救急バックを携行します。保健薬、救急処置用を中心としています。常備薬は各国の連絡所にも置いてあり、これらは年1回隊員からの申請を駐在員がまとめ、本邦から追加購送し補給しています。
- 5) 緊急特別措置—重傷病発生に対する緊急特別措置については、慶応大学付属病院の牛場大蔵教授に顧問医を委嘱し、発生傷病に対応する名医による診察、治療を制度化しています。後遺症を残す恐れのある重傷病や過度の神経系病隊員については帰国診療の要否を判定してもらうため、権威ある医師を斡旋してもらい、可能な限りの治療を実行しているものです。また、あらかじめ報告すべき項目が駐在員の手許に届けられており、電話・電信等による報告により顧問医や医学情報センターの指示助言が得られる

システムも設けられています。

健康であるときは厳しく(海外手当を低く抑さえ、現地住民と一体となって協力活動を進める、奥地前進、単身赴任等々)、不幸にして傷病等災害を受けたときは手厚く、というのが事務局の考え方の底に流れています。従って隊員は常時自分の健康管理には充分に気をつけて、活動し生活するように。上述した諸システムは不時の備えであり、次に記す「諸補償制度」もその一環です。

27. 諸補償制度

派遣前訓練（技術研修を含む）の開始から隊員として現地活動し、帰国する日までの期間に、病気、災害、生命に係る事件が発生した場合に備えて、下記の補償制度をもうけています。

- 1) 団体生命保険—三井生命相互保険会社と1,500万円の団体定期生命保険を契約
- 2) 災害補償制度（業務上の災害が対象）
- 3) 共済給付制度（業務外の災害が対象）

業務に起因する傷病は2)、業務に起因しない傷病は3)、によりそれぞれ補償されます。両者の間には補償率に多少の差異があるほか、補償、給付項目等にも若干の相違があります。病気・傷害発生の場合、隊員は駐在員にただちに通報し、駐在員は事情をよくきいた上で業務上災害か否かを認定して事務局長に報告することになっています。最終の認定は事務局長が行います。業務上の災害と認定を下すのは、①通常の仕事場所で、②通常の仕事時間内に、③上司の指揮命令を受けている状態のときに、おきた傷病、また、隊員任国特有の風土病（例えば、マラリア、トキソプラズマ、流行性肝炎等）の場合に限られています。

診療費の請求は所定のフォーム（業務上も業務外も共通）をもって駐在員に提出します。（本邦滞在中は訓練所長か地域課長）駐在員が審査し上記の認定に基づいて、給付することになります。通常は隊員が支払いを済ませ、その領収書等をもって給付することになりますが、例えば急病で入院の費用が高額となり、支払いが困難というような場合は、駐在員が概算払いすることもありますので相談すること。

請求の際特に注意して欲しい点は、

- 1) 領収書等が現地語、現地文字で記載してある時は算用数字等わかるよう

に添え書きしておくこと、

2) 災害発生日時、場所、内容、発生原因、状況、応急措置等駐在員が認定できる報告を添付すること。

3) 病名、治療等を記載した診断書、ないしはそれに類する（軽微なものであれば医師に領収書に添え書きしてもらい）書類を添付すること。例えば歯の治療等は日本での健康保険と同様に金や自金は対象外になる規定があるので、単に歯の治療いくらというのでは認定が困難となります。

帰国後の健康診断で病気が発見され治療をする際でも、この両制度の対象となります。その疾病の発生がこの項のはじめに記した期間内（派遣前訓練の開始から帰国する日まで）であれば、資格喪失日つまり帰国日以後も6カ月間は療養費の支給が受けられます。（業務上の傷病の場合は、帰国して任期短縮ないし任期が満了し隊員の身分を失ったのちも、帰国日以後3年間は当該傷病の費用を「災害補償制度」でみることになっている）

帰国時の予防注射や、健康診断等はこの対象外で、病院に行くまでの移送費も個々によって判定が異なるので駐在員に相談すること。

28. 緊急事態の場合

赴任中緊急事態が発生した時、どのように対処するか常に念頭に置いて行動すること。一口に緊急事態といってもいくつかの事例が考えられます。

1)交通事故等一個人の事故の場合、まず駐在員と連絡をとること。状況によっては、空輸の処置あるいは医師の派遣、犠牲者がある場合はその後の法律上の問題が発生しますので、駐在員が現場に急行します。在外公館、事務局、家族と連絡を取りながら処理することになります。通常の病気の時も駐在員への通報は大切です。

2)天災等一隊員がいる国、地域に水害や地震がおきると、本人に直接影響がなくとも、外電で報道され、家族が心配します。被害が大きくなると、外部との通信がとだえ、駐在員や在外公館への連絡さえできない恐れがありますが、電報電話、手紙、伝言等あらゆる方法で連絡をとる必要があります。その場を動く時には、駐在員や調整員が行き違いで到着した時におかるといふようにしておくことを忘れずに。

3)クーデターや内乱一内外情勢の動きから事前に予測できるクーデター、戦争のほっ発等の場合は、在外公館の指示に従い、周囲のデマに惑わされないよう細心の注意が必要です。このような非常時は国際情勢いかんで動くことが多いので、例えば現場で戦車が少なくなった多くなったといった目の前の状況だけで判断せず、駐在員と連絡を密にして外部情報を持っている在外公館の指示に従うこと。いわんや、興味本位で現場視察等軽率な行動は避けるべきです。

いずれの場合にせよ、日常出張や旅行等、在任地、配属先を1週間以上離れる時はその旨駐在員に通報しておくことを励行すれば、万一の事態になっても連絡し合えるものです。それを忘れたために、緊急事態となって所在不明となって関係者に迷惑をかけた例がありますので、注意を喚起し

ておきます。

なお政変、内乱等のために隊員の生命が危険にさらされたり協力活動ができない事態に立ちいたったとき、あるいはそのおそれがある場合、事務局長は隊員に第三国への避難あるいは本邦に帰国させるなどの緊急措置をとることがあります。

29. JOCVニュース

「若い力」「JOCVニュース」を毎月各隊員宛（駐在員を経由している国もある）に発送しています。特に「JOCVニュース」はいわゆる「社内報」として取扱っています。事務局の方針・決定事項その変更等隊員への周知事項については、特別な場合を除いて、各隊員あて文書で通知することなく、「JOCVニュース」掲載をもって、伝達、周知することとしています。支援経費の使用法、海外手当等の改定、一時帰国の取扱い変更等隊員の活動にかかわる重要事項が掲載されますので、必ず目を通すこと。

その意味では、遅配がおきたり届かなかったりはさげなければなりません。一日も早く、確実に届けることから、「JOCVニュース」だけは外部委託をせず、事務局の国担当から駐在員直送の建前をとっています。例えば、短期の2カ月程度の任地移動とか、住所変更にもっとも早く対応できる人は駐在員ですので、この方式を採用しているわけです。

原則として月2回刊、発行日は毎月15日及び30日で、少なくとも2週内には隊員の手許に届くようになっています。配布先としては、隊員、駐在員のほか、その後の協力隊の動向を知ってもらうべく、協力隊の「身内」の帰国隊員にも配布されています。逆に帰国隊員の欄もありますので、現役隊員も帰国隊員の動向を知ることができるようになっています。紙面も現行タブロイド版2ページと限られているため、隊員の投稿をすべて掲載するわけにはいきませんが、隊員と事務局のパイプでもありますので、事務局からの一方的通知ばかりでなく、隊員の声も反映した紙面づくりを心掛けています。「若い力」も定期郵送しています。これは主として志願者向けの編集、刊行されている月刊広報誌ですが隊員の留守宅にも1部ずつ送付しています。

30. 技術月刊誌

隊員は2年以上日本を離れて技術指導にあたります。新しい技術に接して、学ぶという立場よりも一般的にいえば教える立場である以上、どうしても新しい技術の情報から疎遠になりがちです。一方、日進月歩の技術革新時代ですから、2年の間に専門分野での技術進歩が測り難い程のスピードで進んでいくという状況があります。隊員は、任務を終了して帰国すれば一日も早く日本の社会に復帰しなければならないのであって田植機を赴任前は農村でほとんど見なかったのが、帰国後ほとんどの家で使っているので戸惑ったといった状況は避けなければなりません。

こういう状況を埋めつつ、隊員が技術進歩について勉強をたやさないために専門分野の月刊誌を隊員に届けるシステムがこの「技術月刊誌」です。訓練中に「購読申込書」用紙が配布されますので、任国で住所確定後、送り先と雑誌名を指定し、駐在員経由で事務局に申込みます。事務局は業者に委託し、海外新聞普及(株)会社を通じ定期的に送付します。住所変更、誌名変更も同様の手続となります。申込後1～2カ月後から、帰国1カ月前まで送付されます。直接海外新聞普及(株)会社に誌名変更を通知しても変更されません。必ず事務局を通すこと。主旨が専門分野での技術情報提供ですから、いらないという隊員に別の総合雑誌を送るということはありません。また専門分野とかけ離れた月刊誌は認められません。例えば何人かのグループで回読しようという場合、農業機械隊員が自動車整備の雑誌をとっているのは認めています。農業隊員がボクシングやレスリングの雑誌を読みたいといっても応じられません。また特殊な会報誌で市販されていない雑誌は不可能ですが、市販されていて入手可能であれば、外国出版物でも送付可能です。なお原則として月刊誌に限って日刊・週刊誌や季刊・年刊誌は対象外にしています。

31. 雑誌等への寄稿

隊員は「受入国の内情等の公表の禁止」が求められ、公表する場合は、あらかじめその内容について事務局長の承認を得なければならないことになっていますが、ここでいう「公表の禁止」を求める「受入国の内情等」というのは、次の3点に限定しています。すなわち、

- 1)業務上知り得た、受入国(配属先を含む)や事業団(協力隊)として秘密に関すること。
- 2)受入国や事業団(協力隊)の名性をいちじるしく損う恐れのある事柄。
- 3)受入国のいわゆる恥部、受入国が公表してほしくないと考えられる事柄。

相手国政府受入の要請で公務に従事すべく日本の公用旅券をもって赴任している以上、いたずらに受入国の恥部を取上げて発表するなどとは、およそ「協力」とは無縁で外交問題にさえ発展しかねないものです。協力隊にあった例ではありませんが、ある国の恥部を一方的に取上げたとして、その国の取材を一切禁止されたという実例もあります。特に発展途上国にあつては、政策上の一過程としてそうした処置をとる場合がありますので、写真撮影、風景描写等に当たって大いに注意したいところです。

上記の3点以外の体験談や現地便りについては、地方紙やテレビ局などから事務局に了解を求めてくるのが通例となっていますが、自分の出身県の新聞や「たより」類、自分が属している学会誌、会報などに書き送るのは結構なことで奨励さえしています。但し事務局を通さない場合でも、掲載記事のコピーを事後でもよいから事務局あて送付することを極力励行して下さい。全国公募体制をとり、広く国民的基盤に立って事業を進めようとしているのですから、協力隊への関心が高まりつつあり、新聞やテレビ・ラジオで報道されると、志願者あるいは支援団体から問合せが寄せられる例が多いのです。問合せに対して適切な回答ができるようにしたい、まだ

協力隊をよく知らない関心者にひとりでも多く見てもらい読んでもらうようにしたい、と切望するからです。

32. 単 身 赴 任

隊員の派遣は単身赴任の原則が貫かれています。妻帯者であっても家族は日本に残してゆくこととなります。これは協力隊の特色、性格から導き出された原則です。くだいていえば、

- 1)協力隊は“奥地前進主義”を強調しています。自然条件、社会条件が日本と著しく異なる開発途上地域で、その地域の住民と一体となって、職域での活動を進めてゆくには、まず自分の健康を保持し、地域社会のルールとリズムをつかみ、協力の手法に知恵をめぐらすことが必要不可欠。到底家族の面倒をみる、家族の健康に気を配る、という余裕はないはずです。
- 2)現地生活費は「海外手当」について述べた通り、厳しい線を堅持してまです。隊員ひとりが生活するには支障がなくても、家族の生活までみるゆとりはありません。
- 3)現地の住居も単身赴任を前提として受入国側から提供を受け、あるいは下宿方式を奨励している国もあり、家族帯同という考慮はできません。
- 4)隊員が現地語に慣れ現地に溶けとむ、ということさえ容易でないのに、家族が現地の厳しい条件下で隊員の面倒や世話を受けずに生活を営むことは不可能といえます。日本の婦女、年輩者はまだまだ海外で、しかも“奥地前進主義”をとる協力隊員の任地で、長期間の独自の生活ができるとはいえないのが現実です。

任期の2年を、精一ぱい活動すること、受入国の人になり切って生活すること、それには単身であるべきです。なお、シニア隊員に妻同伴を認めているのは、すでに隊員としての経験を通じて現地の自然条件、社会条件に精通しているからですが、その場合でも家族が現地社会に溶けこんで、いわば足手まといにならないような配慮を必要とします。

33. 家族等の任地訪問

隊員の赴任は単身赴任を原則としていますが、任期中に友人やご両親、あるいは配偶者が任地を訪問する場合に考慮すべき点について述べておきます。

協力隊活動には受入機関があり、受入国の配属地の職場関係者、地域住民がいます。風土、習慣が違います。例えば任期満了後に、ご両親を招いて任国内を案内することは視孝行にもなり好ましいことですが、「単身赴任」について記した諸点をよく考慮して、その国の社会風土、例えば宗教上の、あるいは異性間の交際についての、日本との習慣、常識の違いを念頭において、かれらの文化、慣習を尊重し、単に日本からの旅行者としてでなく、さすがは協力隊員の友人、家族だと、かれらに映るようにしてほしいものです。

特に既婚の隊員の配偶者（隊員のフィアンセについても同様）が任地を訪問する際についてですが、業務に支障をきたさない範囲での、2週間程度の短期訪問については、格別の問題はありませんが、それがかりに1カ月にもなる、ということになると、不案内な土地ゆえに当然、世話が必要になってきて、業務上支障をきたすことになるので「単身赴任」のルールに反したものと認定されます。

隊員の任地は奥地であることが多く、かつ受入国の住民との一体感を標ぼうしていることを念頭におけば、日本からの訪問者の世話にエネルギーを必要以上に費やすことは本意ではないことは充分理解できるはずです。隊員の本分を忘れず節度をもって良識ある行動をとりたいものです。

34. 家族への通信

隊員赴任後月日が経つにつれて、ご家族から手紙を出したかさっぱり返事がこない、病気でもしているのではないか、手紙は届いているのだろうかとの問合せが事務局に寄せられることが少なくありません。もともと筆不精な隊員でも着任当初は物珍らしきもあって便りを出しますが、現地に慣れてくるに従って書くことも少なくなり、返事を出さなければと考えるから2～3カ月を経過してしまうという状況になりがちです。事務局としては、政変や戦争、天災がおきた場合に外務省と連絡をとりながら、在外公館からの状況報告を電話でご家族に知らせることにしていますが、通常の状況でいま隊員がどうしているかという折角の問い合わせを頂いても、事務局で各隊員ひとりひとり、その日その日の状況まで具体的にお答えしかねるわけで、ハガキ1枚でも元気にやっているという定期的通信こそがご両親を安心させるものです。「便りのないのがよい便り」とよくいいますが、これはなくさめの言葉で何も積極的な意味はなく、協力隊には無縁の言葉であってほしいもの。今日は情報化時代で新聞やテレビでどんどんと情報が入ってくるだけに、むしろ便りのないのは心配をつのらせるのが実情です。

任期の延長、帰国の日時についての問合せも実にひん繁です。任期延長の際は、あらかじめご家族の了解を得るよう配慮して下さい。事務局としては、受入国政府、事務局、隊員本人3者の合意に基いて延長手続きをとりますが、隊員の延長応諾はご家族の了解が得られているものと解していると、なぜ延長させたのかと事務局に質問、苦情が寄せられることがあります。隊員としては、みずからの責任で自分の周囲に迷惑をかけることのないよう、連絡・通知をキチンとしておいて欲しいものです。

35. 結 婚

現地で、その国の異性あるいは第3 国人の異性と親密になり結婚したいという場合のことですが、協力隊では国際結婚になじまない日本社会の現実と一般に日本における外人妻の予想以上の苦悩を考え、隊員たるものは2年の協力活動を終えて帰国した段階で、果たして意中の人を幸福にできるかをじっくり考えた上で最終決心をなすべきだというルールを定めています。従って協力活動の途中で結婚したい隊員は、隊員たる身分を離れた上で結婚してもらうこととなります。

なお同棲、期間を限定した“契約結婚”などは、結婚の決断や将来の展望さえつかない自分勝手なもの。協力隊員のあり方、誇り、節度を忘れたものといわざるを得ず、このような事態とは縁を切ること。

36. 自動車購入

現地での自動車（四輪車）の購入については、事務局長承認事項となっています、自動車の用途は大別して3点に区別されます。

第1は業務上必要な場合です。プロジェクト遂行上ジープやトラックが必要不可欠となれば、予算の許す範囲内で支援経費を活用して、本邦購送を原則としながらも、極力現地購入を指示してきています。

第2は生活上の事由です。日常生活上自動車がないとその地域に腰をすえることができない場合です。例えば電気もなく、肉や魚が日常手に入らず、週に一度市が開かれる程度で、食糧品の購入に何キロも行かねばならず、かつ単車では無理な道路事情等、山岳地帯や砂漠地帯では特例として考慮の対象となります。第3は前記ほど生活上の支障はないが、駐在員が購入を認め得なかった場合。あれば便利とのことで、本邦の家族から送金してもらい私費で購入したいというものです。私費で購入するならばかまわないではないか、ということではなく、協力隊員のあり方、事務局の考え方をよく理解して行動することです。

例をあげればインド政府は隊員の単車持込みに非常に厳しい態度で臨んでいます。その考え方は、ボランティアはその地域の民衆とともに、を標ぼうしているのではないか、民衆は皆歩いているのではないか、ということからです。共に“厳しい選択”を誓いあったことを想起してもらいたいと思います。その国の生活に溶け込むためにはそもそも、通勤をはじめ私生活においてはなおさら、バス・タクシー等の公共交通機関を利用することが協力隊のとるべき道であり、便利だから、あるいは自己顕示欲からという考えで易きに流れてはならないと考えます。協力隊の本旨を常に胸に刻んで、そこから生活の仕方を考えて欲しいのです。

37. 単車の取扱い

単車は原則として、業務上使用することが必要と認められ、かつ運転免許を取得している隊員に対して、本邦から購送されます。業務上の必要性がない場合は貸与しないのが建前ですが、地理的条件であるいは他に通勤の交通手段がなく、生活上不可欠と考えられる場合には購送します。

ところで赴任中の隊員の傷病の原因の中で、第1位を占めているのはマラリヤや風土病ではなく、交通事故です。まず、単車使用に当たっては事故が起きぬよう万全細心の注意をすること。すなわち――

- 1)日本では「乗るなら飲むな、飲んだら乗るな」の交通安全標語がありますが、日本で運転上守らなければならないことが外国ならよいということはありません。飲酒運転は厳禁です。
- 2)現地の道路事情は日本とは違います。その点を念頭に叩きこんでおくこと。夜間は街灯が暗かったり、思わぬところに危険な穴があったりしますので、走行速度をあえて落として安全運転を励行すること。
- 3)単車運転にはヘルメット着用を絶対に欠かさぬこと。
- 4)特に赴任して間もなくは、たとえ日本での運転歴があったとしても、現地の交通、道路事情に不慣れな点を念頭に置き慎重にすること。

いったん事故が起きて負傷し帰国することになれば、本人の無念、ご家族はじめ関係者の心配もさることながら、協力活動は中断され、プロジェクトは立往生し、相手国側の期待を裏切る結果になり、相手国の経済的社会的発展に寄与するという協力活動の目的にそむくこととなります。また、隊員はともかく、同乗者が死亡することになれば重大であり、亡くなった方々の遺族の心中を思うとき、精神的苦痛は耐えられないものとなるでしょう。隊員としての自覚を新たにしてつつがなく任期いっぱい協力活動に専念することを切望するものです。

次に単車の維持、管理上の注意です。単車の購送は隊員支援経費によって実行していますが、はじめに記した通り業務上（あるいは生活上）利用することが必要と認めたからであって、従ってけっして自分の私物視してはならず、仕事上のあるいは現地生活上の足、という観点で、大事に取扱うこと。その観点から

1)保険料、道路税、定期整備料（消耗部品の交換、タイヤの交換を含む）は支援経費を当てるが、ガソリン代、オイル代、パンク修理代、事故修理代は隊員の自己負担（実際には隊員に一律支給する通勤交通費を当てる）とする。

2)従って維持、点検に努め、㉗エンジンオイルレベル、汚れ、㉘配線、計器、前照灯、停止灯、方向指示器、㉙始動性、排気色、異音、㉚前後輪ブレーキ、ブレーキリンケージは運転のつどチェックすること。

3)駐在員所定の整備工場で少なくとも1年に1回は定期点検を励行するとともに運転管理週報に使用目的、走行距離等の諸事項を適正に記入しておくこと。

にしています。

要するに注意して運転するということは、大事に使うことになるわけで、この二つは遊離し難い、単車利用の鉄則です。

なお免許の取得ないし書換え（国によって期間、方法等違うので駐在員の指導に従うこと）、単車の登録、手続き上配属先の公用車となった場合の保管場所（自分の住居に置いてよいという了解を得ることが必要な場合がある）等にも留意するように。

38. 日本に物を持ち込む（送る）時

帰国時のアナカン(別送品)の引取り、任地から日本への荷物の発送等、日本への荷物輸入については日本の法律によって規制されます。

1)国際植物防疫条約—植物類の輸入には検疫証明書が必要です。特に果物類は輸入に厳格な基準があって事実上不可能に近いものです。果物の苗木は1年間の隔離検疫が必要となります。種子、米、とうもろこし等持込みには注意して下さい。土壌も禁止です。

2)家畜伝染子防法—動物類も検疫証明書が必要です。毛皮はなめしていないものは消毒が必要です。はくせい、角、骨等も検疫証明書が必要です。肉類は輸入できません。生き物では、猿、猫、小鳥は可能ですが、犬は狂犬病予防注射の30日以上180日以内の証明書が必要です。ない場合は2週間の係留後となります。偶蹄類(例えば牛や、鹿)にいたっては、3カ月前の輸入申請が必要です。

3)銃剣類—刃渡り15cm以上の刃物は一般には輸入禁止と考えてください

4)税関関係—引越荷物は課税対象になりません。但し、ビュウたん、ステレオの類は使用していても引越荷物として取扱わず、課税対象となります。

1品目で多量に持込む場合は商業品扱いとなり、業務通関として課税されます。

特に隊員の場合、珍しい習俗風物を表現した現地の民芸品類の生産物入手し、それを土産や贈物として日本に郵送または携帯して帰国する例が多く、書類手続きの不備から輸入不可能となる事例があり、過去に動物検疫所から事務局に対して「協力依頼」の文書を受けたこともありました。ヤリやボンゴ(皮製品)等を持ち込んで、羽田で協力隊の名前を有名にしないよう注意して下さい。

39. 日本からの送金

海外手当以外のドルが入用となり、日本の親族に送金を依頼したいという場合についてですが、これは簡単にはいかないことを承知しておくこと。事務局としても、単に海外手当中の現地生活費を低く押えているのではなく、それなりの理念があつてのことはもはや繰返すことはないと考えます。業務上あるいは生活上必要不可欠な支出であると現地事情に照らして判断できれば、公費によって支援することが可能です。傷病、災害の場合は補償措置がとられます。送金を依頼するよりも前に“厳しい選択”を自分に問い直して欲しいものです。

日本の外国為替管理法上、隊員の親からの外貨送金には日銀の許可を必要とします。隊員に対しては日銀の認可を得て日本国から海外手当が送金されており、業務上の長期出張並みの取扱いを受けています。少額送金(200米ドルまで)を含めた送金対象となるのは国内居住者から海外居住者への親族送金ですが、隊員は外為管理法上の非居住者扱いになっているのでその対象外となるわけです。正規の海外手当を得ている以上、その範囲内で算段できるはず、特別事情ある時はその都度審査しましょうというのが日銀の考え方です。従って安易に両親にいくら送金して欲しいと書いても、それなりの手続きがあり、送金を頼まれた方で慣れないことに苦勞することになります。万やむを得ず日本からの私金送金によるとすれば、自分自身の、余暇を利用しての勉強や研究のために海外手当ではどうしてもまかなえない材料や洋書を購入するとか逆に帰国時に家族から特に依頼されて物品を購入する等が考えられますが、上記のことを十分に念頭において、隊員としての節度をわきまえて対処し、極力駐在員に相談をかけてください。

40. 余暇の活用

仕事が忙しいとこぼしている隊員がいました。それを聞いた別の隊員が「仕事が多忙な辛さを強調するな。仕事か中絶し、はかどらない辛さの方がどれほど苦しいか」と抗議したといいます。隊員にとっては、業務以外の余暇の活用がボランティアの面目躍如という場面もあり得ます。余暇を受動的にテレビを見たり、映画を見たりということで過ごしてきた人にとって、積極的、能動的に余暇を活用することに当初は不馴れを感じるかも知れません。しかし余暇を自分の貴重な時間と考えて業務中とは違った仕方でその国の人々の中に積極的に溶け込むこと。受入国の理解に大いに役立つことです。そのためには自分に適したよい趣味を見出すことが大事だし、あるいは本来の趣味を深める機会になります。

例えばA隊員は天体望遠鏡を持参して、毎夜周囲の子供達に天体の講義をしました。B隊員は村にスピーカーを取付けて、ラジオを持たない人たちに自分のテープレコーダーに録音したものを流して“放送局”をつくりました。村人はその時間になると車座になって聴きにきました。その他柔道や空手といった日本古来の武道、生花、日本語を教えている隊員も数多くいます。あるいは自分のテーマとしてチョウ採集や、香料採取をした人、いろいろな工夫があります。たまには飲み、中華料理を食べ、室内遊技に興じることもありましようがそれらは日本でもできること。2年間その国に滞在しなければ出来ないこと、単なる旅行者には出来ないことを気張らずに試みることは隊員生活をゆたかな有意義なものにするに違いありません。そういう普段の仕方が例えば業務上の困難に遭遇した時、あるいは挫折した時の気分転換に役立ち、早い立直りのきっかけになり得ます。

第4章 帰国時

41. 帰路変更

任期を満了し、帰国する場合、あるいは任期を1年以上延長し一時帰国する場合、直行ではなく、研修や見聞を広めるために一定期間内の帰路の変更が認められています。

任期満了時の帰路変更については、あらかじめ1カ月前までに帰路変更の申請を駐在員あて提出します。駐在員は承認した後、事務局長に報告することになっています。帰路変更は4週間以内（任期満了後の任国内滞在日程も含む）で、危険区域あるいは国交のない国を除いて承認されます。

重要な注意事項を3点。まず第一に上記の4週間以内という期間は必ず守ること。申請はいわば名目的に出しておいて、折角だからゆっくりあちこち回ってゆくなどというのでは、駐在員ばかりでなく、支援者である日本の国、国民をだますことになりはしませんか。事務局は駐在員の報告に基づいて帰国日を待っているのですから。但しこの折角の機会を利用して例えば自分の勉強、視察のために、ぜひ6週間の余裕を認めてほしい、という切望があるならば、詳細の事由と行程を付して駐在員を経由、事前にしかも早目に事務局長に申請すること。正当であれば承認の上返報します。

第二には、所属先を休職して参加している隊員は、その所属先が復職日を予定して事務局と連絡をとり合っています。帰国日は申請通り勵行すること。第三は、帰路変更の途上、便名、帰国日をやむを得ず変更するときは旅先で事務局あて電報連絡すること。これについては別項で説明します。

一時帰国時の帰路変更については、一時帰国の期間が任国出発から任国帰着まで旅行期間を含めて30日以内ですがそのうち最少限2週間は本邦に

滞在しなければなりません。これは旅券発給はじめ再渡航手続に必要なぎりぎりの期間です。帰国してすぐにも写真を用意し、本籍地から戸籍抄本を取得しその上で旅券申請をするからです。残りの期間内で帰路変更は可能ですが必ず駐在員に申請（駐在員が承認、事務局長へ報告）という手法をふむこと。帰任に当たっての往路の変更も上記の期間内通りとなります。特にアフリカ地域は往復に一定の期間を必要とするので、国内滞在2週間を守ると変更旅程はかなり限定されます。このため業務上の視察研修に必要な限度にとどめ、任期満了時の帰路変更で十分に日程を取ることが望ましいといえます。

帰路変更の際は、公用旅券を一般旅券に切換える必要があります。これは、公用旅券は外務大臣名での公務をおびた者のみが所持するものであり、旅券法第14条に基づく渡航先追加は主務大臣の新たな業務命令があった場合のみに限定されるためです。旅券に記載されてある渡航先の範囲内であれば一般旅券に切換える必要はありません。

42. 帰国時の手続

事務局からは、駐在員の連絡に基づき、約1カ月前に移転料、航空貨等の帰国経費を隊員私金口座または駐在員公金口座に送ります。

- 1) 帰路変更手続—帰路変更の項参照。
- 2) 業務引継ぎ—後続隊員がある場合は後任隊員と、居ない場合は配属先、駐在員に引継ぎます。
- 3) 機材類の処置—2年間管理した機材を、駐在員と相談の上①後続隊員に引継ぐ、②配属機関に管理を移す、③(例えば日本語で書かれた図書類は)駐在員に引渡す、のいずれかで処理します。ただし、消耗品は別として、いずれの場合も機材名を列記した引渡しを受領書を、駐在員に提出するように。
- 4) 帰国便の連絡—帰国経路、東京着の日時と便名は帰路変更申請書に記載し、変更あれば連絡すること。(前項参照)
- 5) 旅券の変更—公用旅券は公務用のものであり、帰路変更の場合は、原則として一般旅券に切替える必要があります。
- 6) ビザ取得—帰路変更の際は国によってビザ(査証)を必要としますので、各自必要なビザは各国在外公館で取得することになり、その際若干の日数を要します。
- 7) 航空便の予約—特に乗継ぎの際は予約の確認をしておくこと。
- 8) アナカン(別送品)の発送—多量でしかも4週間の帰路変更をする際は日本での保管料がかかるので、発送を遅らせてもらったり、着払いの方法等もあります。
- 9) 予防注射—特にコレラは有効期限が6カ月で切れるので日本に着くまで有効かどうか確認しておくこと。
- 10) 出国許可—国によっては外人登録をした所での許可を必要とします。

11)持出禁止品一國によって骨董品、毛皮等あらかじめ許可を必要とする物、持出し禁止品目があるので注意します。刃物類等日本で持込みが困難な物もあります。生き物、植物検疫等も注意します。

43. スケジュール変更の時

「帰路変更」に当たっては、行先、フライト、日時まで予定を立てて申請し、それに基づいて承認することになっていますが、途中の多少の日程変更は別としても、特に本邦到着日、到着便については必ず①駐在員を通じ、②駐在員を通じ難い場合は直接、事務局あて通報しておくこと。本人は特にその必要を感じなくとも、帰国する日も間近かになりますと、休職先の勤務先、家族、友人、アナカン到着の航空会社等から事務局に問合せがあります。ですから本邦到着前に事務局が責任をもって応答できる期日を把握しておくことが必要不可欠です。特に任国を出発後、旅行の途中で当初の予定を変更せざるを得ないことになった時は、本邦到着日、フライト（到着便）変更を速やかに通知すること。手紙では間に合わないと考えた時は、電報で事務局へ。国際電報のあて先は「JOCVCENTOFF TOKYO」の2字だけでよろしい。到着予定日に到着せず、その後の情報がありませんと、心待ちにしている家族はじめ関係者に無用な心配をかけることになります。当初立寄り予定の土地でホテルの火事があったとか、あるいはハイジャックがあったといった時には、日本のマスコミでも報道されて特に問合せが集中しますし、一般的に帰国日を待って海外の事情を聴きたいと依頼してくる地方紙・誌やテレビの取材、学校の後輩が待っているとか、出身県が期待している等々といったスケジュールがかなりあることを念頭において連絡、通報を確実にすること。

就職の情報、帰国関連経費の精算についても同様です。自分には関係ないとか、わずらわしいことは好まないといった個人的事情ではなく、広い支援者があつての協力活動であることに深く思いをいたし、礼節を守り、協力隊員としての有終の美を飾ってほしいものです。

なお本邦帰着は羽田直行（東京国際空港着）が原則ですが、年末年始（12

月25日から1月6日までの間)に本邦到着予定とならざるを得ない隊員は、特例として直接帰郷の上、1月7日以降事務局に出向き帰国手続きを行うことにしています。これはこの期間、銀行、病院、協力隊の施設管理等の業務が休止されるためですが、その場合でも本邦到着日程の通報は欠かさないように。(但し年末年始は交通機関の混雑が激しいのでなるべくこの期間の帰国は避けること)

44. 別送申告書

行く時、帰る時の飛行機のなかでの話です。赴任する時は、数人のグループでもあり、慣れないことであるし、また言葉をつかもうという気持もあって、機内アナウンスに注意したり、わからないことはスチュワデスに尋ねるなど問題はあまりおきないでしょうが、逆に帰国の時の方が、言葉もずい分とわかるし、旅慣れた感覚、その上単独旅行なので、かえって諸手続きに漏れがおきがちです。アナカンとは、unaccompanied baggage (luggage) の略で、これを日本語にすると「別送貨物」となります。つまり別送申告書とはアナカン申告書のことです。国内への物品持込には当然制限があります。例えば、本人入国の時、酒を1本持ち込んだとします。あと2本までは免税ですから、アナカンの中に3本入っていれば1本が加税対象となるわけですが、申告書がないと、入国時どの程度持込んだかの記録がないため、3本とも加税対象となってもやむを得ないこととなります。アナカン引取りには必ず別送申告書を持ってくることを、出発前に旅行エージェントのオリエンテーションで説明されますが、忘れる人が何人かいます。従って申告書は入国の時にそのまま税関に提出し放しにせず、必ずスタンプを押されて返されるので、この書類がアナカン引取りの際必要不可欠なものなのであることに留意して、通関後もなくさぬよう、しかもどこへやってしまったか忘れてしまわぬよう保存しておくこと。くり返しくわしくいえば airway bill (航空貨物引受証)、別送申告書、旅券、(トランク類の) 鍵がアナカン引取りに必要です。あまり早くアナカンを発送し、引取りまでに時間がたつと、1日1個口の単位で保管料(到着日を含めて3日間は無料)を支払う必要が出てくるので、帰路変更する場合は日本到着の予定を話して発送日の調整を依頼するのも一法です。

45. 帰国後事務局で

帰国後事務局で行う手続きを列記します。

- 1) アナカン引取り—東京（羽田）以外の国際空港（福岡、大阪）宛であればそれぞれの空港で引取ることになります。旅券、別送申告書、Airway bill 等が必要なことは前述の通り。
- 2) 国内積立金解約—国内積立金は事務局が各隊員名義で指定の銀行で積立定期にしてあります。事務局に保管してある印鑑を持って引出すなり、別口座に振込みます。
- 3) 局長面接—事務局長に2年間の報告挨拶をします。1隊員少なくとも1時間を費しています。地域課の国担当も同席するのが通例で、問題点があればその時の報告をもとに検討・改善をはかります。
- 4) 帰国届—帰国届を提出して下さい。これに基づいて事務局の情報処理、経理事務処理、各府県、OB会等への通知ができます。
- 5) 健康診断—健康診断をし、異常があればさらに精密検査、治療をします。
- 6) 就職相談—休職参加者は原職に復職しますが、退職あるいは卒業直後に協力隊に参加した人は就職先を決める必要があります。ある程度の目安がある場合でも経緯の報告をするように。
- 7) 県窓口への挨拶—帰郷した際には、在住府県への挨拶も励行すること。県によっては知事との面会、地元紙のインタビューなどを計画します。（事務局の各府県担当に事前に相談のこと。）

以上が一般的な手続きです。復・就職先があって急ぐ人でも日曜・休日を除き3日程度で完了できます。

なお、年末の帰国については前述した通りで12月25日までに上記手続きを完了する予定で帰国スケジュールをたてるか、一たん帰郷してのち1月に入って上京し、手続きをとること。

第5章 国内復帰及び帰国隊員の助成

46. 帰国後の就職

休職参加ではなく、勤務先を退職、あるいは卒業後すぐに協力隊に参加した人は、帰国後に就職・再就職の問題があります。

日本の社会には、特殊な終身雇用の慣行が根強く張っており、新規採用は4月、採用試験は前年の秋という慣例もあって、帰国隊員の就職は、なかなか厳しいのが現実です。事務局では就職のための情報・世話活動を進めています。隊員に留意してほしいと切望する事柄を明記しておきます。

まず基本的なことを二つ――①協力隊は途上国の国づくりに協力する立派な仕事なのだという誇りを忘れぬこと。「いや、2年間暑いところにてボケまして」などと面接試験でもいおうものなら失格、「厳しい選択」をして南北問題の深奥部に突込んで苦闘しつつ克服してきた体験を、言葉の上でも態度にも示すこと。「日本の技術進歩とのギャップならば勉強して埋めていきますよ」といったさわやかな応答をぜひ心がけること。②面接試験等で海外の話をするにも旅行談や興味本位の話題を厳に慎むこと。帰国隊員を採用してみようか、という企業、団体だったら役員や部課長はかなり海外に詳しいはず、但し知らないのは民衆レベルの実態、かれらの心情です。帰国隊員しかこういう話題はできないといってもよく、現地社会の中での苦楽、諸経験、住民の心情理解という立場で勝負すること。

次にこまかいことを若干。

1) 時間厳守――帰国後もまだ任国のベース、という人が少なからず、せっかく求人先と面接の予約をとってもらっても遅刻をする人がいます。日本の交通機関に不慣れになっているのなら、むしろ「30分前」と心得て、早目に出てくる心構えがぜひ欲しいものです。

2)言葉、服装、礼儀——日本の言葉、服装等にとらわれない2年間をすごした慣習が捨て切れず、それが協力隊のよさだ、誇りだ、と考えたら錯覚も甚しく、さきに述べた誇りというのは、言葉、態度の上でのさわやかさ、明るさ、落ち着きとなって現われてくるものです。厳しい日本への社会復帰であれば、身なりも言葉も整えて礼儀正しくふるまうこと。

3)海外での仕事——協力隊での2年間を生かしたいという気持ちから、海外にまた出られる職場を希望する人が圧倒的に多いのですが、帰ってきたばかりでまた海外へというようでは、腰がすわっていないと指摘されがちです。腰をすえて日本の社会、企業のことどもを勉強することが先決です。希望を持つことは大切ですが、口に出さなくとも、不在だった日本での技術や文化の推移、発展を勉強する過程で、なるほどこの人ならば、という道がおのずと開かれるはずです。

4)自分の実力を過大評価しないこと。分不相応な高望みは就職をいたずらに遅らせることになります。例えば英語が出来るといって、何千万円もの契約にかかる商談や文書をこなす英語力があるとはいえません。話し言葉と英文書簡とはずい分違います。特に海外関係業務を望むならば、その実力が要求されるのであって、むしろ企業内で3年5年とコツコツ振出しから勉強してこそ力量がついてくるものです。商社ともなれば、その道専門に5年も10年もやっている社員がいるはずです。

5)海外での仕事をという、あまり性急な判断をしないこと。まず国内に根拠をもちその企業からの海外派遣、という形が望ましいわけで、すぐに役に立つからと現地採用方式で2年とか3年という仕事につくことになる、それが終わればまた職探しという結果になり、就職問題を先に延ばしただけとなってしまいます。

事務局は就職の情報・世話活動を実行していますが、以上の留意事項どれひとつとっても、決め手は帰国隊員自身の心がまえ、外見、態度、表現

なのだといひ切つてよいと考えます。求人側はウの目タカの目でこの人を採用するかどうか、採用したらどう使おうか注意しているのですし、求職者は隊員自身なので当然至極のことですが、結果が不如意だからといって苦情をいうのは筋違いといえましょう。雇用するからには一生面倒をみるという考えの企業が日本では普通ですから、隊員時代の活動までさかのぼって聴取、観察するということがありますので留意のこと。

自分で知人、先輩と相談して探したいという努力も奨めます。事務局に世話を依頼し自分でも探して、その結果自分で探した所に就職することもあります。その際は必ず連絡をしてください。事務局が苦勞して就職口のメドをつけて連絡すると、本人はすでに他所に就職という事例がかなりあり、それは単に本人だけの問題でなく、その企業と事務局との信頼関係にヒビが入り、後輩隊員の就職の道を閉ざすことにもなりかねません。

就職後1年も経たないのに転職する例も少なからず見受けられます。これは帰国後その会社の事情がわからないまま就職したためという事情もありましょうが、なかには協力隊時代の一面優雅さもある生活を日夜思い出し現実の厳しい企業勤めから逃避するということがあるのではないかと。どこの社会でも最初から楽しく、自分に適合した仕事を与えてくれるものではなく、3年5年という期間の、いろいろやらせてみる時代を経て一人前になってゆくものであって、それも我慢できないでの転職とは、持続する情熱を求められ幾多の困難を克服してきた協力隊員のOBとしては困りものです。いずれにせよ、就職は一生の大事の一つですから、あやふやな中途半端な気持ではなく、協力活動、その諸体験をふり返りつつ、気持の整理をしておくことが大切です。

47. シニア制度

日本の技術協力の経験、成否を考察して、現地の住民の生活意識や職場就労意識を知り理解している協力隊員経験者の中から、地域専門家を育成してゆこうという方針をもって、48年につくられたのがシニア制度です。受験資格は隊員としての任期2年を経過したもので、年4回、隊員の帰国時期に合わせて毎年3、5、9、11月の各月の最後の日曜日に、事務局で実施します。受験外国語を明示し、一般隊員用願書により出願します。(出願先は地域課の担当) 選考は語学試験(和訳90分、外国語作文90分、同会話10分)と個人面接で、旅費の支給はありません。水準は外国語大学の当該外国語科卒業の程度、としています。

上記の方針からして、シニア制度は、必ずしも合格者のシニア隊員としての派遣だけを目的としているものではなく、志願者の希望、適性等に応じて国際協力事業団・国際交流基金等のいわゆる派遣専門家への道づけ、国際機関のスタッフとしての志願、開発問題研究のための海外留学に関する推薦等に広く道を開き、かつ事務局としても努力を重ねてきているものです。従って国際舞台で通用する高い語学力、特に読解力、文章力を求めているわけで、試験も外国語和訳と作文に重点をおいています。

さてシニア隊員としての派遣についてですが、派遣に当たっての受入希望国の要請方式は、一般の隊員と同様であって、別に「シニア」としての派遣要請はありません。日本側において、シニア隊員派遣を適当と判断した場合に合格者の志望、適性に応じて派遣することとし、その判断規準は次のようなものです。

- 1) 高度の技術・高度の語学力を必要とする場合
- 2) 特に現地社会事情に精通していることを要する場合
- 3) チーム方式による協力に当って統卒者を必要とする場合

繰返しますが、シニア試験は隊員の選考試験とは異なり、「資格試験」であり、合格が派遣に結びつくとは限りません。

なおシニア隊員として派遣される場合日本側の取扱いで一般の隊員と異なる点は、①任期は一応2年とするが、実情に応じそれより短い任期で派遣する場合がある、②家族同伴を認め、その経費は国が負担する、③海外手当は一般の隊員と異なる基準を設けており、所属先に対する人件費補てんは100%、の三点。また任期延長のための一時帰国中にシニア試験を受けることは、前述の受験資格に照らして可能ですが、延長任期は隊員としての任期なので、合格して身分をシニア隊員に切りかえることはしません。つまりシニア制度というのは、隊員の待遇改善や昇格の手だてではまったくなくて、新しい海外協力の道へのチャレンジと心がけてほしい、と強調しておきます。

48. 専門家への道

「シニア制度」の中でふれたように国際協力事業団、国際交流基金等からの派遣専門家への道は、再び海外協力を尽くしたいと希望するOBにとって、比較的安易に考えがちです。しかし専門家派遣にはそれ相応の選考方式、適格条件があって、簡単にはゆきません。

まず国際協力事業団の派遣専門家については、途上国からの要請フォームが外交チャンネルを通じて事業団に届くと、その技術分野・業種の関係官庁と協議するのが建前になっています。従って候補者は各省庁から推薦されてくるのが通例で公募方式はとられていません。しかし協力隊、特にシニアの名声が高まるにつれて、この要請は協力隊OBが適当と判断され専門家として適格者を出してほしいと事業団内部から依頼を受ける事例が出てきつつあります。その場合シニア合格者は堂々と推薦できますし、合格までゆかずとも試験に挑戦して好成績を得れば、実力を測り得ていますので推薦することが可能です。それというのも専門家ともなれば、単にフィールド・ワークだけではなく、受入国側に助言、指導するという責任ある立場に立つからです。—そう多くのすぐれたOBが専門家として派遣されるよう、事業団内部での調整に事務局としても努力していますが、実をいえば、OB自身の研鑽に負うところ大です。

一方国際交流基金は、日本語教育、文化、スポーツ交流の、専門家、指導者を派遣していますが、日本語については協力隊との協力体制が整えられ、日本語隊員OBの専門家への道づけができてきつつあります。

いずれにせよ、事業団の専門家育成のための中期研修や、基金の日本語現職者コース研修などを活用して、単に隊員の“延長”という安易な考えではなく、助言、指導者としての学習、研鑽に日々努力しておくことです。

49. O B 会

協力隊に参加することがその隊員に与えつつある人間形成の面での効果について、帰国隊員の圧倒的多数が肯定しています。「730日の青春」を海外協力活動にうち込む隊員にとっては、その2年間はこれからの自分の人生にとって重大な意義をもつものであったはずですし、また貴重な現地体験は生涯反すうし続けるに値する人間形成のための素材でなければなりません。支援者である国にとっても地域社会にとっても、帰国隊員が国内社会でさらに人間的成長を続けて、あすの日本の担い手として活躍してゆくことが囑望されます。数々の貴重な体験、知識をひとり個人の宝とすることなく、それらを広く人々に伝え、後輩の青年たちに引き継ぐべく、また現に活動中の隊員の労苦を理解し支援すること、さらに派遣前訓練で“同じ釜の飯”を食べ、あるいは異郷で共に汗した仲間同士が人生の友としての交わりを志して、「青年海外協力隊OB会」が結成されています。入会は訓練終了時に永久会費を一括納入することで済みます。その際の活動等の連絡には協力隊事務局内のOBスタッフがあたっています。

なお全国OB会もともかく前記の帰国隊員のあり方からも、府県別にOB会をつくり地域社会の中で活動することが重視されており、県OB会組織をすでにもつ県も多く、パネル展や応募相談等協力隊の諸行事に協力したり、県の青年団体との交流を深めています。また派遣団別のOB会もいくつか結成されており、現地で世話になった人々の来日の際に集うとか、その国からの技術研修員を世話する等いろいろな活動を行っています。本来の仕事を持ちながらのこれら諸活動はなかなか大変なことですが、それらを通じて、自らの諸体験を広め高めてゆくことはOB自身にとっても有意義なことです。事務局としては、帰国後の人間成長、諸活動を協力隊事業の柱の一つとしてとらえ、積極的に支援しています。

50. 国連ボランティア

United Nations Volunteers Programmeは開発協力に参加を希望する人々を国際連合の名において国際的に募集し派遣する国連の事業です。1971年10月に最初のUNボランティアが任命されました。日本政府は1972年6月にUNV計画への参加を決め、その業務を協力隊事務局に委託しました。

応募資格は、開発途上国が必要とする技術・技能をもつ21才以上の男女で、任期は協力隊と同様2年間となっています。事務局では、協力隊OBの中でより広い国際的環境の中で活動したいという志望者を主対象とし、相談、審査の上推薦しています。別に試験はありませんが、募集業種についての先進各国からの応募を待ってUNV計画の本部で内定し、事務局宛通知されます。OBの場合は派遣前訓練はなく、必要に応じて語学をはじめ独自の研修をした上、赴任することになります。

UNV計画は、国連機関が直接技術援助を行っているプロジェクトにボランティアを派遣することを原則とし、FAO、UNESCO、ILO、WHOなどの国連専門機関がUNDP（国連開発計画）の委託で技術協力を行っているプロジェクトへの派遣が大半を占めています。

待遇はほとんど協力隊と同様ですが、現地活動は諸外国と共同の場合が多く、業務面における交渉ごと、報告書提出等すべて外国人専門家・ボランティアを相手とすることになるので、かなりの英語力が要求されます。

